



## 中華人民共和国感染症予防治療法

国家疾病預防控制局

www.ndcpa.gov.cn

2025-05-12

来源：新华社

(1989年2月21日第7期全国人民代表大会常務委員会第6回会議を通過  
2024年8月28日第10期全国人民代表大会常務委員会第11回会議で第一次修正  
2013年7月29日第12期全国人民代表大会常務委員会第3回会議で《〈中華人民共和国文化財保護法〉など12本の法律修正に関する決定》修正  
2025年4月30日第7期全国人民代表大会常務委員会第15回会議で再修正)

### 目次

- 第一章 総則
- 第二章 予防
- 第三章 監視、報告、発報
- 第四章 流行制御
- 第五章 医療・手当
- 第六章 保障措置
- 第七章 監督管理
- 第八章 法律責任
- 第九章 付則

### 第一章 総則

- 第一条** 感染症の発生及び蔓延を予防・制御及び撲滅し、公衆の生命、身体の安全を保障して、公衆衛生上のリスク防止及び解決することで、國家の安全及び社会の安定を維持することを目的とし、憲法に基づき本法律を制定する。
- 第二条** 感染症の予防治療活動は、中国共産黨の指導を堅持し、人民・生命至上を堅持し、予防第一、予防治療の結合という方針を堅持し、法に基づく科学的予防管理の原則を堅持するものとする。
- 第三条** この法律にいう感染症は、甲類感染症、乙類感染症、丙類感染症及び原因不明の突発性感染症等のその他感染症に区分される。

**甲類感染症**とは、人体の健康と生命の安全に特に深刻な脅威をもたらし、重大な経済的損失と社会的影響を引き起こすおそれがあるため、特に厳格な管理と制御を必要とする感染症を指し、ここにはペストとコレラが含まれている。

**乙類感染症**とは、人体の健康及び生命の安全に深刻な脅威をもたらし、大きな経済的損失と社会的影響をもたらすおそれがあり、発症率の軽減やリスクを減らすための厳格な管理を必要とする感染症を指し、ここには新型コロナウイルス感染症、SARS、エイズ、ウイルス性肝炎、ポリオ、ヒト感染新亜型インフルエンザ（宮本注：従来のヒト感染高病原性鳥インフルエンザから『鳥』の文字が抜け、『高病原性』が新亜型に替わりました。ここにはH3N8やH5N1、H5N、H7N4、（従来の）ヒト感染H7N9インフルエンザ、H9N2、H10N3、H10N5、H10N8、ユーラシア鳥インフルエンザH1N1、および発見されたその他の新亜型ウイルスが含まれるようになってしまいました）、麻疹、流行性出血熱、狂犬病、日本脳炎、デング熱、Mpoxy、炭疽、細菌性・アメーバ性赤痢、肺結核、腸チフスおよびパラチフス、髄膜炎菌性髄膜炎、百日咳、ジフテリア、新生児破傷風、猩紅熱、ブルセラ症、淋病、梅毒、レプトスピラ症、住血吸虫症、マラリアが含まれる。

**丙類感染症**とは、常見され且つ頻繁に発生し、人体の健康と生命を脅かし、一定程度の経済的損失と社会的影響を引き起こすおそれのある感染症を指す。ここには、インフルエンザ、おたふくかぜ、風しん、急性出血性結膜炎、ハンセン病、流行性・風土病性チフス、カラアザール、エキノコックス症、フィラリア症、手足口病、それにコレラや細菌性及びアメーバ性赤痢及びパラチフス以外の感染性下痢症（感染症リストの上では手足口病の前に「その他感染性下痢

症」としてあげられています)が含まれる。

国務院疾病予防管理部門は、感染症の突発や蔓延状況及びリスクの程度に基づき、速やかに各類感染症リストの調整を建議するものとする。甲類感染症リストの調整は、国務院衛生健康主管部門に報告し、国務院の批准を受けた後に公布するものとする; 乙類および丙類感染症リストの調整は、国務院衛生健康主管部門が批准・公表するものとする。

#### 第四条

原因不明の感染症突発により、本法に規定する甲類感染症の予防・管理措置を実施する必要がある場合、国務院疾病予防管理部門は速やかに勧告するものとし、国務院衛生健康主管部門がこれを国務院に報告し批准を受けた後公表するものとする。

乙類感染症中のSARS、炭疽における肺炭疽については、本法に規定する甲類感染症の予防・管理措置を講じるものとする。

本法に規定する甲類感染症の予防・管理措置を要するその他乙類感染症については、前項に定める手続きに従い批准・公布されるものとする。

本条规定に基づき実施されている甲類感染症の予防・管理措置の解除が必要となった場合、国務院疾病予防管理部門は速やかにそれを勧告するものとし、国務院衛生健康主管部門がこれを国務院に報告し批准を受けた後公表するものとする。

本法規定に基づき甲類感染症の予防・管理措置が講じられた感染症については、本法の甲類感染症に関する規定を適用するものとする。

#### 第五条

省級人民政府は、当該行政区域内において常見され多発している他の感染症に対し、状況に応じて乙類または丙類伝染病としての管理を決定し、公布することができ、国務院疾病予防管理部門に報告し記録に残すことができるものとする。

#### 第六条

国は、感染症予防管理メカニズムを確立健全化し、管轄区域、部門、単位(宮本注:組織を指しますがここでは「単位」を使用)及び個人の責任を明確化し、連合予防・連合管理及び集団予防・集団管理を実施するものとする。

#### 第七条

各級人民政府は、感染症の予防・治療に対する指導を強化するものとする。

県級以上の人民政府は、健全な感染症予防管理や救急医療、応急処置、物資の保障及び監督管理体制を確立。整備し、感染症の予防管理能力構築を強化するものとする。

#### 第八条

国務院疾病予防管理主管部門は、全国の感染症への対応活動を組織、調整作業を主導し、全国における感染症の救命治療の組織・指導活動の責任を負うものとする。国務院疾病予防管理部門は、全国における感染症の予防管理組織の指導活動に責任を持ち、全国の感染症への対応関連活動に責任を負うものとする。国務院その他の関連部門は、各自の職責の範囲内で、感染症の予防治療関連活動の責任を負うものとする。

県級以上的地方人民政府衛生健康主管部門は、管轄区域内における感染症対応活動を主導的に組織・調整し、管轄区域内の感染症治療組織指導に責任を負うものとする。県級以上的地方人民政府の疾病予防管理部門は、管轄区域内における感染症の予防・管理を組織・指導する責任を有し、管轄区域内の感染症への対応をする責任を負うものとする。県級以上的地方人民政府におけるその他の関連部門は各自その職責の範囲内での感染症予防・管理関連活動に責任を負うものとする。

中国人民解放軍及び中国人民武装警察部隊による感染症の予防・管理活動は、本法律及び中央軍事委員会の関連規定に基づき実施され、監督管理は中央軍事委員会の衛生担当部門が行うものとする。

#### 第九条

国務院及び県级以上の地方人民政府による重大感染症連合予防・連合管理メカニズムは、感染症の予防管理活動を組織・調整、監督・推進するものとする。

重大感染症の発生が公衆衛生上の緊急事態を構成する場合、国務院及び県级以上の地方人民政府は、公衆衛生上の突発事件への対応に関する法律及び行政法規に基づき、緊急指揮組織の設置や緊急対応を開始するものとする。

#### 第十条

国は、都市部と農村部を一体化させ、上下を連動させ、機能が完備された疾病予防管理ネットワークを確立し、整備するものとする。

国務院の疾病予防管理部門は、各級疾病予防管理機構の活動を指導し、上下連動した分業・協業の仕組みを確立するものとする。

国及び省級の疾病予防管理機構は、疾病予防管理専門家委員会を設置し、諮問や評価、実証といった専門的な技術支援を提供するものとする。

#### 第十一条

国は、中医学と西洋医学を同等に重視し、中西医学の結合を強化し、感染症の予防治療における中医薬の作用を十分に發揮させるものとする。

第十二条	国は、感染症の予防と治療に関する科学的研究を支援・奨励し、感染症の予防・治療及び公衆衛生に関する研究体制を組織し、多分野にわたる科学的な共同研究の実施により、感染症予防・治療の科学技術レベルを向上させるものとする。
第十三条	国は、感染症の予防・治療における現代の情報技術の利用を支援し、奨励する。 感染症の予防治療中の個人情報収集や保管、使用、加工、発信、提供、開示、削除など個人の情報処理活動は、《中華人民共和国民法典》、《中華人民共和国個人情報保護法》などの法律、行政法規の規定を遵守せねばならず、個人情報の安全確保措置を講じ、個人のプライバシーを保護し、過度な個人情報の収集をしてはならず；関連情報は感染症の予防治療以外の目的で使用してはならないものとする。
第十四条	中華人民共和国領土内の全ての単位及び個人は、感染症の予防治療活動を支持せねばならず、感染症のリスクを予防、管理、除去するための法に基づき実施される調査、検体採取、検査、隔離治療、医学的観察等の措置を受け入れ、協力するとともに、感染症の予防管理をもとに必要な防護措置を講じるものとする。 国は、その単位及び個人が感染症の予防管理活動に参加することを支持・奨励するものとする。各級人民政府は、組織及び個人が感染症の予防知医療に関する情宣教育、感染症の報告、ボランティア活動、寄付等の活動に参加できるよう関連制度を整備し、便宜を図りこれを指導するものとする。
第十五条	疾病予防管理部門、街道弁公室及び鄉鎮人民政府は、集団予防管理活動を展開し、居民委員会及び村民委員会が都市や地方の社区における感染症の予防管理活動に協力させるよう指導せねばならない。 居民委員会及び村民委員会は、県级以上の人民政府及びその関連部門、街道弁公室及び鄉鎮の人民政府と協力し、都市部農村部における感染症の予防管理に関する情宣教育や健康情報の提供及び感染症の予防管理活動を提示し、住民が都市部や農村部における感染症の予防管理活動に参加するように奨励、組織化するものとする。 県級以上の人民政府及びその関係部門、街道弁公室及び鄉鎮の人民政府は、居民委員会及び村民委員会が感染症の予防管理活動に必要な支援と保障を提供するものとする。
第十六条	国と社会は、感染症の患者や病原体のキャリア及び疑いのある者に対し、医療措置を適時講じるよう援助せねばならない。 いかなる団体或いは個人も、感染症患者や病原体キャリア、疑いのある者に対する差別的行為をしてはならず、また、これらの者のプライバシーや個人情報を漏洩してはならない。
第十七条	感染症の予防管理措置の採取は、法定の権限及び手続きに従い、感染症の突発や蔓延及び潜在的リスクの程度及び範囲に応じて実施されなければならない；複数措置が選択肢としてある場合は、他者の権益への損害並びに生産・生活への影響を最小限に抑え、且つ、組織及び個人の正当な権益を最大限に保護するものを選択し、状況の変化に応じ速やかに切替せねばならない。 単位及び個人が、関連する地方人民政府や衛生健康主管部門、疾病予防管理部門及びその他関連部門、及び疾病予防管理機構や医療機構等が実施する関連行政行為或いは感染症の予防管理措置が、その合法な権益を侵していると考える場合、法に基づき行政の再考を促す、または訴訟を提起することができるものとする。
第十八条	国は、感染症の予防治療に関する健康教育を展開し、感染症の予防治療に関する法律の宣伝を強化し、国民の健康リテラシーと感染症予防管理に関する法的意識を高めるものとする。 学校及び保育施設は、学生や児童に対し、年齢に応じた健康及び感染症の予防と管理に関する教育を提供しなければならない。 報道機関は、感染症の予防治療及び公衆衛生に関する公益宣伝活動を展開するものとする。 個人は、感染症に関する予防治療の知識を学び、好な衛生習慣を身につけ、健康的な生活習慣を身につけねばならない。
第十九条	国は、感染症の予防治療における国際交流と協力を支持・奨励する。
第二十条	感染症の予防治療活動中において顕著な功績と貢献を示した単位及び個人に対しては、国のがん連規定に従い、表彰及び褒賞を与えるものとする。 感染症の予防治療活動への参加により発症、障害、又は死亡した者に対しては、関連規定に従い補助金、遺族への補助及び優遇措置を与えるものとする。

## 第二章 予防

- 第二十一条** 各級人民政府は、愛国衛生運動を組織・展開し、公共衛生施設を整備し、人間の生活環境を改善し、社会の健康管理を強化し、全国民の健康レベルを向上させねばならない。
- 第二十二条** 各級地方人民政府は、都市部及び農村部の公衆衛生施設を計画的に建設及び改修し、飲料水の衛生環境改善を図り、汚水や汚物、糞便の無害化措置を講じるものとする。都市部は、国家及び地方の関連基準に従い、公衆トイレやゴミ・糞便の無害化処理場及び排水・污水処理システム等の公衆衛生施設を改修するものとする。農村部は、徐々にトイレを改修し、必要な衛生管理体制を構築するものとする。
- 県級以上的地方人民政府は、医療廃棄物の収集及び処理能力を強化しなければならない。区を設置している市級人民政府は、医療廃棄物の協同緊急処理施設を確定し、重大な感染症流行の医療廃棄物の救急処理能力を向上せねばならない。
- 第二十三条** 県级以上の人民政府農業農村、水利、林業草原などの部門は、それぞれの職責に基づき、農地、湖沼、河川、牧草地、森林、草原における鼠や住血吸虫、並びにその他の感染症を媒介する動物や媒介生物によるリスクの制御及び駆除に関する指導・組織を行うものとする。
- 交通運輸や鉄道、民用航空などの部門は、その職責に基づき、交通・運輸事業者及び駅や港、空港等関連施設の運営単位に対し、鼠類や蚊・ハエ等の媒介生物によるリスクの駆除に関し指導・監督を行うものとする。
- 第二十四条** 国は予防接種計画制度を実行する。政府は、無償で予防接種計画ワクチンを住民に提供する。國務院疾病予防管理部門は、国家予防接種計画を制定する。省級人民政府は、国家予防接種計画実施にあたり、当該行政区域の疾病予防管理ニーズに基づき、予防接種計画にワクチンの種類を追加し、重点地区や重点グループに対する予防接種を強化することが可能であり、國務院疾病予防管理部門に報告の上、記録に残し、これを公表しなければならない。
- 国は、児童に対する予防接種証明書制度を実施する。医療機構や疾病予防管理機構及び児童の保護者、学校及び保育機構は、児童が適時予防接種計画のワクチンを接種できるよう、相互協力せねばならない。特に重大な公衆衛生上の緊急事態或いは公衆の健康を深刻に脅かすようなその他緊急事態発生時には、《中華人民共和国ワクチン管理法》の規定に従い、一定程度の範囲と期限内でワクチンの緊急使用を可能とする。
- 第二十五条** 各級疾病予防管理機構は、感染症の予防管理において以下の職責を履行するものとする：
- (一) 感染症予防管理計画の実施、感染症予防管理技術方案の策定、その組織・実施；
- (二) 感染症モニタリングの組織・展開、モニタリング情報の収集、分析及び報告並びに感染症の発生及び流行動向の予測；
- (三) 感染症の発生及び公衆衛生上の緊急事態に関する疫学調査、リスク評価、現場対応及びその有効性評価の実施；
- (四) 実験室での感染症検査、診断及び病原体同定の展開；
- (五) 予防接種プログラムを実施し、予防的生物学的製剤の使用管理に責任を負うこと；
- (六) 健康教育と健康相談の実施、感染症予防管理知識の普及；
- (七) 下級疾病予防管理機構とその職員に対する、感染症予防管理に関する指導と研修；
- (八) 医療機構や学校、保育施設、老人ホーム、リハビリ施設、福祉施設、未成年者救助保護施設の指導、救護管理機構、競技場、刑務所、駅、港湾、空港等の重点箇所における感染症予防管理活動の展開；
- (九) 感染症予防管理に関する基礎研究及び応用研究の展開・評価、技術相談の提供。
- 区を設置している市級・県級疾病予防管理機構は、主に感染症予防管理計画や予防管理技術方案の実施に責任を有し、予防接種と消毒の組織実施、媒介生物によるリスク管理の指導、感染症予防管理知識の普及、管轄区内の感染症と公衆衛生上の突発事件の監視・報告、疫学調査の実施と常見される病原微生物の検出、応用研究と衛生評価の実施に責任を負うものとする。
- 第二十六条** 二級以上の医療機構には、専門家がいる科室が設置されていなければならないとともに指定された専門スタッフを置かねばならず、当該機構内における感染症予防管理やその流行状況を報告し、管轄区域内の感染症予防活動を担当するものとする。
- 基層医療衛生機構には、専門科室を有する、或いは指定されたスタッフが感染症の予防管理活動の責任を負い、疾病予防管理機構の指導の下、当該機構における感染症の予防管理を担当し、管轄区域内の感染症予防・治療の健康教育や予防接種、流行状況の報告、感染患者の健康モニタリング及び都市部農村部のコミュニティにおける流行予防管理活動の指導等を担当するものとする。
- 第二十七条** 医療機構の基本基準、建築設計及びサービスプロセスは、医療機構における感染予防の要求

に適合し、医療機関における感染伝播リスクを低減するものでなければならない。

医療機構は、国規定の管理制度や運営基準を厳格に実施し、医療機構内における感染に関するリスクファクターのモニタリングや安全対策、消毒、隔離や医療廃棄物及び医療汚水の処理を強化せねばならない。

医療機構は、規定に従い使用した医療機器を消毒又は滅菌せねばならず；また、規定に従って使い捨ての医療機器をその使用後に廃棄せねばならない。

**第二十八条** 国務院の疾病予防管理部門は、国の重点感染症及び原因不明感染症の予防管理に関する緊急対応計画を立案し、国務院の衛生健康主管部門の批准を得て公布するものとする。

県級以上の地方人民政府は、当該行政区域内における重点感染症及び原因不明の感染症の突発的発生に対する予防管理に関する緊急対応計画を制定し、その一つ上級の人民政府に提出・公布するものとする。隣接地域及び近隣地区の地方人民政府には、地域性の感染症予防管理に関する連合緊急対応計画の策定が奨励される。

感染症予防管理緊急対応計画は、感染症予防管理緊急対応計画は、本法及びその他関係法律・法規の規定に基づき、感染症の突発や蔓延状況、リスク程度に応じ、感染症予防管理、モニタリング、流行の報告・通報、流行のリスク評価、早期警報、緊急対応活動の計画、人員調達、物資・技術の備蓄・配備等に関する組織・指揮体制及びその責任を具体的に規定するものとする。

**第二十九条** 医療衛生機関及び学校、保育施設、養護施設、リハビリ施設、福祉施設、未成年者救護機構、救護管理機関、競技場、監視点、駅、港、空港等の重点場所は、所属部署における感染症の予防管理のための応急対応計画を制定せねばならない。

**第三十条** 感染症予防管理緊急対応計画は、より科学的、的確かつ実務的な内容とし、且つ、実際のニーズと状況の変化に基づき、速やかに改訂するものとする。

県級以上の人民政府の疾病予防管理部門は、関連感染症予防管理緊急対応計画に基づき、定期的に訓練を組織・展開するものとする。護管理施設、競技場、留置所、駅、港湾、空港等の重点箇所は、感染症予防管理緊急対応計画に基づき、訓練をするものとする。

**第三十一条** 疾病予防管理機構や医療機構の実験室及び病原微生物実験に従事する単位は、病原微生物実験室のバイオセーフティに関する法律や行政法規を遵守し、国の定める条件及び技術基準を満たさねばならず、厳格な管理体制を確立し、規定の措置に従い病原体及びサンプルを厳格に管理し、実験室での感染及び病原体の拡散を防止せねばならない。

**第三十二条** 血液採取・供給機構及び生物製品の生産単位は、国の関連規定を厳格に実施するものとし、血液や血液製剤の品質と安全を確保せねばならないものとする。

違法な採血或いは他人を組織しての血液売買は禁止される。

疾病予防管理機構や医療機構が使用する血液や血液製剤は、輸血や血液製剤の使用による血液媒介疾患の発生を防止するため国の関連規定に合致しているものでなければならない。

**第三十三条** 各級人民政府は、エイズの予防管理活動を強化し、エイズ蔓延防止のための予防管理措置を講じるものとする。具体的措置については国務院がこれを制定する。

**第三十四条** 国は、人獣共通感染症の予防管理のための協力体制を構築・整備し、計画を調整し、予防管理活動を共同で推進するものとし、重点グループに対する健康教育や感染症の監視、流行の調査・処理及び情報の報告などを確実に行うものとする。

県級以上の人民政府の農業・農村部門、林業草原部門、衛生健康部門、疾病予防管理部門等は、その職責範囲内で、人獣共通感染症に関する動物感染症の予防管理に責任を負い、特に、ペストや狂犬病、新亜型インフルエンザ、ブルセラ症、炭疽、住血吸虫症、エキノコックス症などの人獣共通感染症の予防管理強化に責任を負うものとする。

**第三十五条** 国は、病原微生物（細菌、ウイルス）株の保管施設を設置するものとする、病原微生物（細菌、ウイルス）株及び感染症検査検体の収集や保管、提供、携行、輸送及び使用については、分類管理を行い、厳格な管理体制を構築・整備するものとする。関連活動に従事する者は、病原微生物実験室におけるバイオセーフティに関する法律及び行政法規を遵守せねばならない。法に依り批准或いは記録が義務付けられている場合、当該批准の取得或いは登録をせねばならないものとする。

**第三十六条** 感染症の病原体で汚染された水や物品、場所については、関連する単位及び個人は疾病予防管理機構の指導下或いはその示された衛生上の要求に従い、科学的厳格な消毒処理をお行わねばならない；消毒処理が拒絶された場合、当地疾病予防管理部門は強制的に消毒処理を行えるものとする。

- 第三十七条** 国が確認している自然感染症地域において、水利、交通、観光、エネルギー等の大規模建設プロジェクトが成立した場合、先ず省級以上の疾病予防管理機構が施工地の環境衛生調査が実施されるものとする。建設単位は疾病予防管理機構の助言をもとに、必要な感染症予防管理措置を講じねばならない。建設工事期間中、建設単位は建設現場における衛生・防疫活動の専任の担当者を指名せねばならない。建設工事期間中及び竣工後、疾病予防管理機構は感染症発生の可能性について監視を行うものとする。
- 第三十八条** 感染症の予防治療に用いる消毒製品、給水機関が供給する飲用水、並びに飲用水の衛生・安全に関する製品は、国家衛生基準及び衛生規範に適合していなければならない。  
感染症の予防・治療に用いる消毒製品の生産企業は、省級人民政府の疾病予防管理部門による批准を受け、(衛生上の) 営業許可を取得せねばならない。新規の材料、新たな工程・技術、新たな殺菌原理により製造された消毒剤及び消毒機器については、國務院疾病予防管理部門の批准を経、衛生上の許可を取得するものとする；その他の消毒剤や消毒設器械及び抗菌剤（制菌剤）は、省級人民政府の疾病予防管理部門への届け出を必要とする。  
飲用水の供給単位は、設置区域の市或いは県級の人民政府疾病予防管理部門の批准を経て、衛生上の許可を取得するものとする。
- 第三十九条** 感染症患者、病原体キャリア及び疑似症患者は、関連情報を誠実に提供せねばならず、治癒前、或いは感染症の疑いが排除されるまでは、法律、行政法規、又は國務院疾病予防管理部門により禁止され、感染症を蔓延させる恐れのある業務に従事してはならないものとする。  
感染症患者、病原体キャリア、疑似症患者及び上述人員の濃厚接触者は、必要な防護措置を講じなければならない。  
いかなる団体又は個人も、いかなる方法においても、故意に感染症を蔓延させてはならない。
- 第四十条** 学校、保育機関、老人ホーム、リハビリ施設、福祉施設、未成年者救護機構、救護管理機構、競技場、管理監督場所、駅、港、空港などの重点箇所は、夫々の主たる職責を履行し、感染症予防管理能力を構築強化し、疾病予防管理機構の指導の下、感染症の予防管理活動を展開するものとする。

### 第三章 監視、報告、発報

- 第四十一条** 国は感染症の監視・早期アラート警報を強化し、多重トリガー、迅速対応で権威のある高効率な感染症監視早期警報システムを構築するものとする。
- 第四十二条** 国は、感染症モニタリング制度を確立し、整備するものとする。  
國務院疾病予防管理部門は、國務院関連部門とともに、国家感染症監視計画及び方案を策定するものとする。省級人民政府疾病予防管理部門は、同級の人民政府関連部門とともに、国家感染症監視計画及び方案に基づき、当該行政区域における感染症の監視に関する計画及び活動方案を策定するものとし、これらの計画及び活動方案は、國務院疾病予防管理部門に提出され、審査の後に実施されるものとする。  
国は感染症監視を強化し、感染症監視システムにより感染症の発生と公衆衛生上の突発事態のオンライン上での直接報告を実施、重点感染症と原因不明の感染症の監視前哨点を設置し、感染症の症状監視範囲を拡大し、感染症症候群や原因不明疾患のクラスターに関する情報を収集し、感染症病因監視網を構築し、多岐のチャネル・経路を通じた多病原体の監視を実施し、インテリジェント・マルチポイントトリガーメカニズムを構築することで、監視の感度及び精度を向上させ、リアルタイム分析と集中評価能力を向上し、感染症の発生及び公衆衛生上の緊急事態を迅速に発見するものとする。
- 第四十三条** 疾病予防管理機構は、感染症の発生や蔓延、およびその発生や蔓延のファクターが与える影響について監視し、速やかに重点感染症の流行の強さやリスクの程度及び病原体の変異情況を把握するものとする。  
疾病予防管理機構は、原因不明の感染症の監視を強化せねばならず、感染症の迅速な検知・特定能力を向上させるものとする；新興感染症や国内では既に撲滅されている感染症及び海外では発生しているが国内では未発生の感染症について監視する。
- 第四十四条** 国は、感染症サーベイランス情報を共有するための部門横断的かつ地域横断的なメカニズムを構築し、衛生健康、疾病予防管理、生態環境、農業農村、税関、市場監督管理、移民管理、林業草原部門など、部門間連動による監視と情報の共有を強化するものとする。  
国は、臨床医療や疾病予防管理情報の相互通信・共有システムを構築し、医療機構などの情報システムと感染症監視システムの相互連携を推進し、感染症の診断や病原体検査データなど

- の自動取得メカニズムを構築・改善し、情報共有プロセスを規範化し、個人情報の安全を確保するものとする。
- 第四十五条** 国は、感染症情報報告制度を構築し整備するものとする。  
疾病予防管理機構や医療機構、血液採取・供給機構及びその職務を執行する職員が、甲類の感染症や新興感染症、原因不明の感染症の突発的発生、更にその他の感染症が突発や流行した際、**2時間以内にオンライン上で直接報告しなければならないものとする**；乙類感染症患者や疑似症例或いは子組員疾病予防管理部門が報告を必要とする乙類感染症の病原キャリアを発見した場合、**24時間以内にオンライン上で直接報告するものとする**；丙類感染症の患者を発見した場合、**24時間以内にオンライン上で直接報告せねばならない**。  
中国人民解放軍及び中国人民武装警察部隊の医療機構で社会に医療サービスを提供するものは、前項規定に従い、感染症の発生状況を報告せねばならないものとする。  
感染症発生状況の報告は、属地管理の原則に従い、具体方法は国務院の疾病予防管理部門が定めるものとする。
- 第四十六条** 疾病予防管理機構、医療機構、血液採取・供給機構は、感染症発生状況の報告管理制度を確立・健全化し、定期的に当該機構が報告する感染症の発生流行状況及びその関連情報及び報告クオリティを分析、総括、通報せねばならないものとする。
- 第四十七条** 学校や保育施設、老人ホーム、リハビリ施設、福祉施設、未成年者救護施設、救護管理機構、競技場、刑務所、駅、港湾、空港等の重点箇所において感染症の患者、疑似症例を発見時、国務院の疾病予防管理部門の規定に基づき、所在地の疾病予防管理機構に関連情報を報告するものとする。検査試験機構等は、国務院疾病予防管理部門の規定に従い、感染症の予防管理関連情報を所在地の疾病予防管理機構に報告せねばならないものとする。
- 第四十八条** 如何なる単位も個人も感染症患者や疑似症例を発見した場合、速やかに疾病予防管理機構や医療機構或いは疾病予防管理部門に報告せねばならないものとする。  
疾病予防管理部門は、発熱ホットライン等の通報ルートを公表し、速やかな受理、調査、処理を確保するものとする。
- 第四十九条** 疾病予防管理機構は、感染症発生流行情報の管理担当専門部門や人員を設置又は指定し、感染症発生流行情報を積極的に収集、分析、調査、検証するものとする。  
疾病予防管理機関は、甲類感染症や新興感染症、原因不明の感染症の報告を受けた場合、或いは感染症の発生若しくは流行を発見した場合、**2時間以内に感染症流行情報の検証を完了し、同級の疾病予防管理部門及び上級の疾病予防管理機構に報告しなければならない**。疾病予防管理部門は、報告受領後、直ちに同級の人民政府に報告するとともに、上級の人民政府衛生健康部門、疾病予防管理部門及び国務院の卫生健康主管部門、疾病予防管理部門にも報告するものとする。
- 第五十条** いかなる単位及び個人も、感染症発生流行の報告を妨害してはならない。  
本法規定に基づき感染症の発生流行報告の責任を負う人民政府の関連部門や疾病予防管理機構、医療機構、血液採取・供給機構及びその職員は、感染症の発生・流行の報告を隠蔽したり、虚偽の報告をしたり、遅延或いは省略してはならないものとする。
- 第五十一条** 新興感染症、原因不明の感染症の突発的発生を速やかに発見・報告した単位及び個人には、国の関連規定に基づき奨励金が支給されるものとする。  
報告された感染症の発生・流行が調査により排除された場合、報告をした組織及び個人が、法的責任を負うことはないものとする。
- 第五十二条** 国は、感染症の発生・蔓延リスク評価制度を確立し、整備するものとする。  
疾病予防管理機構は、速やかに感染症及び健康リスクファクターを分析し、発生感染症のリスクやその潜在的影響・進展の動向を評価するものとする。
- 第五十三条** 国は、感染症の早期警報システムを確立し、整備するものとする。  
疾病予防管理機関は、感染症の監視情報及び感染症のリスク評価結果に基づき、社会に健康リスク警報を発令するものとする；潜在的な公衆衛生上の緊急事態が発見され、かつ、評価により早期警報が必要であると示された場合、同級の疾病予防管理部門に対し、早期警報の発令を勧告しなければならない。疾病予防管理部門は、勧告を受けた後、速やかに専門家による分析・評価をし、早期警報が必要な場合、卫生健康主管部門、疾病予防管理部門は、直ちに同級の人民政府に報告するものとする。県级以上の人民政府は、公衆衛生上の緊急事態への対応に関する法律や行政法規及び国務院が規定する権限及びプロセスに従い、社会への早期警報発出を決定するものとする。

**第五十四条** 県级以上的地方人民政府の疾病予防管理部門は、感染症の流行状況及び監視、早期警戒に関する関連情報を、速やかに当該行政区域内の疾病予防管理機構及び医療機構に報告しなければならない。通知を受領した疾病予防管理機構及び医療機構は、速やかに当該機関の主たる責任者に報告するとともに、当該機関連者にも周知するものとする。

**第五十五条** 國務院の疾病予防管理部門は、全国の感染症の流行状況及び関連の監視・情報と早期警戒に関する情報を、省級人民政府の疾病予防管理部門及び中央軍事委員会の衛生の担当部門に速やかに報告するものとする。中央軍事委員会の衛生活動を担当する部門が、感染症の流行状況を発見した場合、國務院の疾病予防管理部門に報告しなければならないものとする。  
隣接或いは関連地区の地方人民政府の疾病予防管理部門は、当該行政区域内における感染症の発生・流行状況及び関連する監視・早期警戒情報を速やかに相互に情報提供しなければならない。

**第五十六条** 県级以上の人民政府疾病予防管理部門は、同級の人民政府の教育部門や公安、民政、司法行政、生態環境、農業農村、市場監督管理、林業草原、中醫藥などの部門と感染症の通報メカニズムを構築し、速やかに感染症情報を共有するものとする。  
感染症が発生、流行した際、國務院の衛生健康部門や疾病予防管理、外事、工業情報化、公安、交通、鉄道、民用航空、税關、移民管理などの部門及び人民解放軍、人民武装警察部隊などの関連部門は、感染症流行情報を適時に共有するための作業メカニズムを確立するものとする。

**第五十七条** 国は、感染症の発生・流行情報の公布制度を確立・整備するものとする。  
國務院疾病予防管理部門は、定期的に全国の感染症流行に関する情報を公表するものとする。  
県级以上の地方人民政府の疾病予防管理部門は、当該行政区域内の感染症の流行に関する情報を定期的に公表するものとする。  
感染症の突発や流行が発生した場合、県级以上の地方人民政府疾病予防管理部門は、当該行政区域内における感染症の名称や流行範囲及び確診症例数や疑似症例数、死者数等の感染症情報を速やか且つ正確に公表するものとする。感染症が省級の行政区域を跨いで発生し、流行した場合、國務院疾病予防管理部門は、上述の情報を速やか、且つ、正確に社会に発表するものとする。  
県级以上の人民政府の疾病予防管理部門は、感染症流行に関する虚偽又は不完全な情報を発見した場合、速やか、且つ正確な情報を公表し、事態を明らかにしなければならない。  
感染症の流行に関する情報公開に関する具体措置は、國務院の疾病予防管理部門がこれを定める。

#### 第四章 流行制御

**第五十八条** 医療機構や疾病予防管理機構が、甲類感染症を発見した場合、直ちに以下の措置を講じ、県级以上の地方人民政府疾病予防管理部門に報告せねばならないものとする。  
(一) 甲類感染症の患者及び病原体キャリアは、隔離治療や医学観察下に置くものとする；感染症の実験室での検査試験や診断及び病因同定を実施するものとする；  
(二) 甲類感染症の疑似症例は、診断が確定するまで個別隔離して治療を行うものとする；  
(三) 甲類感染症の症例、病原体キャリア又は疑似症例との濃厚接触者は、医学的観察下に置くものとし、その他必要な予防措置を講じるものとする。

医療機構や疾病予防管理機構は、甲類感染症の患者や病原体キャリア、疑似症例及び上述の者の濃厚接触者に対し、隔離治療や医学観察措置を講じなければならず、隔離の具体的な範囲及び期間は、国の関連法規及び医学検査の結果に基づき科学的且つ合理的に決定されるが、状況の変化によりその時間は調整されるものとする。

医療機構及び疾病予防管理機構は、甲類感染症の患者や病原体キャリア、疑似症例及びこれらの者の濃厚接触者に対し、診断或いは評価の結果及び法令で定められた措置について、書面による通知をするものとする。

甲類感染症の患者や病原体キャリア、疑似症例及び上述の者の濃厚接触者は、積極的に検査を受け、隔離治療や医学監察等の措置にも協力せねばならない。

隔離治療や医療観察を拒否する、または隔離治療や医学観察の期間満了前に許可なく離脱した場合、公安機關を通じ医療機構や疾病予防管理機構は、強制的隔離治療或いは医学観察措置を講じるものとする。

**第五十九条** 医療機構、疾病予防管理機構が他の単位及び個人から甲類感染症の報告を受領した場合、甲類感染症患者又は疑似症例の移送については、國務院疾病予防管理部門の規定に従い行われ

るものとする。

**第六十条**

医療機構は、乙類或いは丙類感染症の患者を発見した場合、その病状に基づき必要な治療及び感染拡大防止措置を講じなければならない。

県级以上の地方人民政府の疾病予防管理部門が指定する医療機構は、肺結核患者の治療に当たるものとする；感染性肺結核患者には、薬剤耐性検査及び規範化された隔離治療をし、その濃厚接触者には検査をせねばならない。基層の医療機関は、肺結核患者の健康管理に当たらなければならない。具体的な方法は、国務院疾病予防管理部門が制定し、国務院衛生健康主管部門に報告の上、審査・公布されるものとする。

**第六十一条**

医療機構は、関連法律、行政法規に従って、機関内の感染症の病原体に汚染された場所、物品、医療廃棄物、医療汚水を消毒、無害化処理をせねばならない。

**第六十二条**

疾病予防管理機構は、感染症の発生を発見する、又は感染症発生の報告を受けた場合、速やかに以下の措置を講じなければならないものとする：

- (一) 感染症流行に対する疫学調査を実施し、その調査状況に基づき、影響を受けた関連地域の予防管理に関する推奨事項を作成し、汚染された施設への消毒、濃厚接触者の特定、濃厚接触者の管理に関する指導を行うとともに、疾病予防管理部門に対し感染症予防管理方案を提出するものとする；
- (二) 感染症が発生、流行した場合、関係する被害地域の衛生処理を実施し、疾病予防管理部門に感染症予防管理方案を提出し、感染症予防管理に関する関連要求に従い措置を講じるものとする；
- (三) 下級の疾病予防管理機構及び医療機構に対し、感染症予防管理措置の実施を指導するとともに、関連単位を組織し、感染症流行への対応を指導するものとする；

関係単位及び個人は、疾病予防管理機構による疫学調査の実施を受け入れ、これに協力し、如実に情報を提供するものとする。疾病予防管理機関が疫学調査において関係部門及び単位の協力を求める場合、関連部門及び単位は協力せねばならない。

疾病予防管理機構及び省級以上の人民政府疾病予防管理部門が指定する疾病予防管理機構及び感染症に関するその他の専門技術機構は、影響を受けた関連地区地域に立ち入り、調査、検体採取、技術分析、検査試験等を実施するものとする。調査対象となる単位及び個人は、事実を提供せねばならない；如何なる単位も個人も情報を隠蔽する、又は調査を妨害してはならない。

**第六十三条**

感染症の発生、流行時、県级以上の地方人民政府は、直ちに部隊を組織し、感染症予防管理緊急計画に基づき予防管理を実施し、感染源を抑制せねばならず、感染症の伝播経路を遮断するものとする；重大な感染症の突発が発生した場合、評価を行い、必要に応じ以下の緊急措置を講じができるものとする：

- (一) 定期市、劇場公演或いはその他多数が集まる活動の制限または中止；
- (二) 仕事、事業、授業の停止；
- (三) 感染症の病原体に汚染された公共の飲料水源、食品及び関連物品の封鎖または保管；
- (四) 感染動物の制御、殺処分、或いは無害化処理；
- (五) 感染症を蔓延させるおそれのある場所の封鎖；
- (六) 感染症の蔓延を防止するために必要なその他措置。

県级以上の地方人民政府が前項の規定にある緊急措置を講じる場合、同時に直近の上級人民政府に報告せねばならないものとする。報告を受領した上級人民政府が、当該緊急措置を不適切と判断した場合、直ちに措置を調整するか撤回せねばならない。

必要な場合、国務院または国務院が権限を授けた部門は、全国または一部の地域において本条第一項に規定する緊急措置を決定することができる。

**第六十四条**

県级以上の地方人民政府は、甲類感染症患者が発生した場所或いはその場所内の特定区域において、隔離措置を講じることができるものとし、同時に直近の上級人民政府に報告するものとする。報告を受領した上級人民政府は、実施した隔離措置が不適切であると判断した場合、直ちにこれを調整、又は撤回せねばならない。

隔離措置の対象者は、これに協力せねばならない；隔離措置の執行を拒否するものは、公安機關の協力により、疾病予防管理機構が強制隔離措置を講じるものとする。

**第六十五条**

県级以上の地方人民政府は、新種の感染症や原因不明の感染症が発生した場合、評価の上、必

- 要と認めるときは、本法に規定する甲類感染症の予防管理措置を講じ、同時に一級上の人民政府に報告するものとする。報告を受領した上級人民政府は、当該予防措置を不適切と判断したときは、直ちにこれを調整、撤回せねばならない。
- 第六十六条** 甲類又は乙類の重大な感染症が発生した場合、県级以上の地方人民政府は、一級上の人民政府に報告し承認を得た上で、当該行政区域内の流行地域出入りする人員や物資、交通手段に対し検疫を実施することができる。  
甲類感染症が重大な流行をした場合、省級人民政府は、当該行政区域内の流行地域に対し封鎖措置を講じる決定をすることができる；大中都市或いは省級行政区域をまたぐ流行地域の封鎖、並びに封鎖に伴う主要交通路の遮断又は国境の閉鎖については、國務院がこれを決定するものとする。
- 第六十七条** 本法第六十三条から第六十六条までの規定に基づき感染症の予防管理措置を講じる場合、当該措置を決定した機関は、当該措置の具体内容や範囲及び期間を明確にするとともに必要な説明を付して公告せねばならない。関連予防管理措置の解除については、当初の決定機関が決定し、公開するものとする。  
前項に規定する措置の実施期間中、当地方人民政府は、食品や飲料水等の生活必需品の供給を保障し、基本的な医療サービスを提供し、社会の安定を維持するものとする；未成年者や高齢者、障害者、妊娠婦及び授乳期の女性、並びに迅速な医療が必要な傷病者などのグループに対しては、特別な配慮と措置を提供するとともに医療へのアクセスを確保せねばならない。当地の人民政府は、援助を受けやすくするため、ヘルplineの電話番号等の手段を公示し、援助を必要とする者に対し、速やかに援助を行わねばならない。  
労働者が本法第五十八条及び第六十三条から第六十六条に規定する措置を実施したことにより就労不能となった場合、雇用単位は当該労働者の雇用を維持し、規定に従い当該期間中の賃金及び生活費を支払わねばならないものとする。雇用単位は、規定に基づき関連する支援政策を享受できるものとする。
- 第六十八条** 甲類感染症が発生した場合、省級人民政府は、交通機関及びその輸送人員及び物資を通じた感染症の蔓延を防止するため、交通衛生検疫の実施を決定することができるものとする。具体的措置は國務院が定める。
- 第六十九条** 重大な感染症が発生した際、國務院及びその関係部門は、感染症の予防管理の必要性に基づき、全国或いは省級の行政区の範囲内で、県级以上の地方人民政府及び連部門は、当該行政区内で、部屋や交通機関及び関連する施設、設備、用地などの物資を緊急徴用し、関連単位や個人に技術支援を要請する権限を有する。  
人員を緊急徴用する際は、規定に基づき合理的な補償を与えなければならないものとする。部屋や交通機関および関連施設、設備、用地及びその他物資を臨時徴発し、関係単位及び個人に技術支援を求める場合、法に基づき公正かつ合理的な補償を与えねばならない；返還可能な物資については、速やかに返還せねばならない。
- 第七十条** 医療機構や疾病予防管理機構、検査試験機構は、感染症検査試験技術規範及び標準に従い検査試験活動を展開し、検査試験の品質管理を強化せねばならないものとする。
- 第七十一条** 甲類感染症又は炭疽により死亡した者は、即在に遺体の衛生処理を施し、近い場所で火葬するものとする； その他の感染症により死亡した者は、必要に応じ、消毒後に規定に従い火葬又は深葬せねばならない。火葬又は深葬を行った場合、速やかに遺族に通知するものとする。  
医療機構は、感染症の原因究明のため、必要に応じ國務院衛生健康主管部門、疾病予防管理部門の規定に基づき、感染症患者の遺体、或いは感染症の疑いがある患者の遺体に対する解剖・検査を実施できるものとし、さらに速やかに遺族に通知せねばならない。死体の解剖検査は、バイオセーフティ条件を満たす場所で実施することとする。
- 第七十二条** 本法第六十六条に規定する影響があった関連区域にて、感染症病原体に汚染された、或いは汚染のおそれがある物で、消毒後に使用できるものは、疾病予防管理機構の指導の下、消毒処理をした後に使用、販売、輸送が可能となる。
- 第七十三条** 感染症が発生、流行した際、関連生産・供給単位は、感染症の予防管理に必要な医薬品、医療機器、その他の緊急物資を速やかに生産・供給するものとする。運輸、郵便、宅急便企業は、感染症の予防管理に関わる人員、及び感染症の予防管理に必要な医薬品、医療機器、その他の緊急物資の輸送を優先せねばならない。県级以上の人民政府関連部門は、組織・調整活動をせねばならない。
- 第七十四条** 本法第五十八条及び第六十三条から第六十六条に規定する感染症予防管理措置の実施が自己

の合法な権益を侵害していると考える単位及び個人は、県级以上の地方人民政府又はその指定する部門に苦情を申し立てることができるが、苦情申し立て期間中は、関連措置は停止されることはないものとする。県级以上の地方人民政府は、苦情申し立てルートを開設し、処理プロセスを改善し、関連苦情が迅速に処理されることを確保しなければならない。

## 第五章 医療・手当

- 第七十五条** 県级以上の人民政府は、日常対応と緊急対応を一体とした感染症医療サービス網の構築を強化・充実させ、感染症治療に必要な条件と能力を備えた医療機構を指定し、感染症の治療ニーズに基づき、感染症専門病院を設立せねばならない。
- 第七十六条** 国は、重大な感染症の発生に対する医療体制を確立・整備し、感染症専門病院、総合病院、中医病院、病院前救急機構、臨時の治療施設、基層医療衛生機関、血液ステーションなどからなる総合的な医療体制を確立し、感染症患者の分類・治療を行い、重症患者に対する医療を強化し、重大感染症の発生に対する医療能力を向上させるものとする。
- 第七十七条** 医療機構は、感染症患者や疑似症例に対し、医療・手当や現場での救護及び診療を提供し、規定に基づき、診療記録その他関連資料を作成し、適切に保管することとする。  
医療機構は、国務院衛生健康主管部門の規定に従い発熱外来を設置し、発熱外来の標準化の強化、サービスプロセスの最適化、サービス能力の向上を図るものとする。  
医療機関は、感染症の事前スクリーニング及びトリアージ制度を実施せねばならない；感染症患者や疑似症例には、比較的隔離されたトリアージ拠点に誘導してから初期診断を行うものとする。医療機関が相応の治療能力を有していない場合、感染患者や疑似症例及びその診療記録を適切な治療能力のある医療機構に搬送せねばならない。転送過程においては感染症患者や疑似症例に対し必要な防護措置を講じるものとする。
- 第七十八条** 医療機関は、感染症の診断基準及び治療ニーズに基づき適切な措置を講じ、中医学と西洋医学のそれぞれの長所を十分に活用し、その融合を強化し、感染症の診断及び治療能力を向上させなければならない。  
国は、医療機構がそれぞれの強みを活かし、感染症の診療に関する研究強化を支持・奨励するものとする。
- 第七十九条** 国は、感染症の予防・治療のための医薬品や医療機器の開発と革新を奨励し、感染症の予防・治療に緊急を要する医薬品や医療機器の審査及び承認を優先するものとする。  
重大な感染症の発生により緊急の治療が必要となった場合、医師は、国が統一策定した診療方案に基づき、医薬品の添付文書に記載されていない医薬品を一定の範囲、一定の期限内で使用できるものとする。  
重大な感染症の発生により、特に深刻な公衆衛生上の緊急事態が発生した場合、国務院衛生健康主管部門は、感染症の予防管理及び治療の必要性に基づき、医薬品の緊急使用を勧告することができ、国務院医薬品監督管理部門の審査及び承認を得た上で、一定の範囲・期限内の医薬品の緊急使用が許可されるものとする。
- 第八十条** 国は、重大な感染症における心理支援システムを構築するものとする。県级以上の地方人民政府は、専門リソースを組織し、定期的に訓練を実施せねばならない；重大な感染症発生時には、感染症患者や医学観察対象者、死亡患者の遺族、関連職員などの重点グループ及び一般人に対し、適時に心理カウンセリング・介入サービスを提供せねばならない。

## 第六章 保障措置

- 第八十一条** 国は、感染症の予防治療活動を国民経済及び社会発展計画に組み入れ、県级以上の地方人民政府は感染症の予防治療活動を当該行政区域の国民経済及び社会発展計画に組み入れるものとする。
- 第八十二条** 県级以上の地方人民政府は、その職責に基づき、当該行政区域内における感染症の予防・管理活動に必要な経費を調達する責任を負うものとする。  
国務院衛生健康主管部門、疾病予防管理部門は国務院の関係部門と連携し、流行状況に基づき、感染症の予防、監視、予測、早期警戒、制御、治療、検査の監督に関する国家計画を策定する。各級財政部門は、それぞれの職責に基づき、経費を確保するものとする。  
省級人民政府は、それぞれの行政区域内における流行状況に基づき、国務院衛生疾病予防管理部門が策定した計画に基づき、感染症の予防や監視、検査、リスク評価、予測、早期警戒、抑制、治療、監督検査に関する計画を策定するとともに、その実施に必要な経費を保障するも

- のとする。
- 第八十三条** 県级以上の人民政府は、規定に従い、疾病予防管理機構の基礎建設や設備購入、学科新設、人材育成関連に経費を配分するものとする；その他医療衛生機関が疾病予防管理業務を行うために必要な経費は、規定に従い保証されるものとする。
- 第八十四条** 国は、基層の感染症予防・管理体制確立を強化し、後進地域や少数民族地区及び辺境地区における感染症の予防管理活動を支援するものとする。  
各級地方人民政府は、基層の感染症予防・管理活動に必要な経費を確保しなければならない。
- 第八十五条** 国は、医療機構の疾病予防管理能力を強化し、感染症専門病院及び総合病院における感染症の監視や検査試験、診断と治療、科学的研究等の能力と水準を向上させ続けるものとする。  
国は、医療と予防の協力や医療と予防の統合メカニズムを革新し、医療機構と予防管理機構の緊密な連携を推進する。
- 第八十六条** 国は、感染症予防管理のための専門チームの育成を強化し、感染症予防管理に関連する学科の建設を促進するものとする。  
専門の医療プログラムを開設している学院・大学は、予防医学教育及び科学的研究を強化し、医学生及び感染症予防管理に携わるその他職員に対し、予防医学教育及び研修を提供し、感染症予防管理活動に専門的・技術的な支援を提供せねばならない。  
疾病予防管理機構や医療機構等は、その職員に対し、感染症予防管理に関する知識・技能研修を定期的に実施せねばならない。
- 第八十七条** 県级以上の人民政府は、疾病予防管理情報の情報化構築を強化し、これを国家衛生情報技術の情報化構築に組み入れなければならない。  
県级以上の人民政府は、感染症予防管理のための情報共有メカニズムを構築せねばならず、国家衛生情報プラットフォームや政務データ共有プラットフォーム、応急管理情報システム等のプラットフォームを利用し、関連データの共有、総合的活用をせねばならない。  
国は、感染症予防・治療に係るネットワーク及びデータのセキュリティ管理を強化し、技術的なセキュリティ向上を図るものとする。
- 第八十八条** 国の規定に適合する感染症の医療費には基本医療保険が規定に基づき給付される。  
甲類感染症及び本法の規定により甲類感染症の予防管理措置が行われる患者や疑似症例の医療費は、基本医療保険や重大疾病保険、医療扶助等を規定に基づき給付された後、その個人の負担部分は、政府が規定に基づき補助をするものとする。  
国は、特定の感染症に罹患した貧困層に対し、医療扶助を行い、医療費を減免除するものとする。  
国は、商業保険企業が感染症の予防管理に関する保険商品の開発を奨励する。
- 第八十九条** 国は、公衆衛生緊急物資保障システムを構築・整備し、感染症の予防・抑制のための緊急物資保障水準を向上させ、県级以上の人民政府発展改革部門は、緊急物資保障活動の調整を行うものとする。  
国は、医薬品の備蓄を強化するものとし、医薬品や医療機器、衛生防護品等の物資を公衆衛生緊急物資保障システムに組み込み、中央備蓄と地方備蓄の二段階の備蓄制度を実施する。  
國務院工業情報化部門は、國務院の関連部門と連携し、感染症予防・抑制及び公衆衛生緊急対応のニーズに基づき、医薬品の備蓄、生産備蓄、技術的備蓄を強化し、地方における医薬備蓄活動の整備を指導し、備蓄を調整、配備し、ローテーションシステムを改善するものとする。
- 第九十条** 国は、稀少感染症、国内で既に撲滅された感染症予防管理のための能力蓄積メカニズムを確立するものとし、関係する疾病予防管理機関、医療機関、科学的研究機関が、関連の研修や基礎研究及び応用研究、現場での予防管理活動の継続的実施を支援し、関連の専門家の国際予防管理活動を支持する。更に上述感染症の同定や、検査試験、診療能力を維持継続するものとする。
- 第九十一条** 感染症の予防、医療、科学的研究、教育、及び現場での流行対応に従事する職員、更に生産又は活動中に感染症病原体と接触するその他職員には、国の規定に従い有効な衛生防護措置及び医療保健措置を講じるとともに、適切な手当を支給しなければならない。

## 第七章 監督管理

- 第九十二条** 県级以上の人民政府は、重要感染症の予防・抑制を含む疾病予防管理活動について、定期的に調査・展開を行い、社会に感染症の予防管理活動の報告を行い、同級人民代表大会常務委員会に感染症予防管理活動を報告せねばならず、法による監督を受けるものとする。

県级以上の人民政府は、下級人民政府が感染症予防管理の責任を履行しているか否かを監督せねばならない。地方人民政府が感染症予防管理の責任を履行していない場合、上級人民政府は、当該人民政府の主たる責任者を召喚し質問することができる。召喚された地方人民政府は、直ちに是正措置を講じなければならず、聴取及び是正の状況は、地方人民政府の活動評価及び審査記録に含められるものとする。感染症の予防管理責任を履行しない、職務を怠つたために重大な結果や悪影響をもたらした場合、法律に基づき責任を問われるものとする。

**第九十三条** 県级以上の人民政府疾病予防管理部門は感染症の予防管理活動に対し、以下の監督検査を行う職責を有する：

- (一) 下級人民政府の疾病予防管理部門による本法に既定された職責の履行状況に関する監督・点検；
- (二) 疾病予防管理機構や医療機構、採血供給機構の感染症予防管理活動に関する監督及び検査；
- (三) 感染症予防管理に使用する消毒製品、その製造業者、飲料水の供給単位及び飲料水の衛生安全に関する製品に関する監督及び検査；
- (四) その職責に基づき、病原微生物や細菌、ウイルス、及び感染症検査用の検体収集、保管、提供、携帯、輸送及び使用に関する県级以上の人民政府衛生健康、疾病予防管理等の部門の監督及び検査。

**第九十四条** 県级以上の人民政府の衛生健康主管部門及び疾病予防管理部門は、監督検査の職責履行にあたり、感染症発生現場及び関係単位に立ち入り、関連資料の閲覧又は複製、検体採取、現場記録の作成等、調査及び証拠収集を行う権利を有する。検査対象単位はこれに協力するものとし、拒否又は妨害をしてはならない。

**第九十五条** 県级以上の地方人民政府の疾病予防管理部門は、監督検査の職責遂行するにあたり、公共の飲用水源や食品及び関連物品が感染症の病原体に汚染されているおそれがあり、且つ、速やかに制御措置を講じなければ感染症の蔓延や突発又は流行につながるおそれがあると判明した場合、公共の飲用水源の閉鎖や食品及び関連物品の封印或いは販売の停止という臨時措置並びに検査者或いは検査又は消毒等の臨時抑制措置を講じなければならないものとする。検査の結果、汚染された食品は廃棄しなければならない；汚染されていない食品或いは消毒後に使用できる物品については、速やかに当該制御措置を解除せねばならない。

県级以上の地方人民政府が実施する伝染病予防管理措置に基づき、市場監督管理部門は、感染症の蔓延や突発又は流行につながるおそれのある食品及び関連物品の封印や販売停止等の措置を講じられるものとする。

**第九十六条** 県级以上の人民政府衛生健康部門及び疾病予防管理部門の職員が、法により職務を執行する場合、2名以上の同行者を伴い、法執行証明書を提示し、法執行文書を完成せねばならない。法執行文書は、誤りがないことを確認後、法執行者と当事者が署名せねばならない。当事者が署名を拒否する場合、法執行者はその状況を記録せねばならない。

**第九十七条** 県级以上の人民政府の衛生健康主管部門や疾病予防管理部門は、法に基づき内部監督制度を構築・整備し、当該職員が法定の職権及びプロセスに従い職務を執行している状況を監督するものとする。

上級人民政府の衛生健康主管部門、疾病予防管理部門は、下級人民政府の健康健康主管部門、疾病予防管理部門がその職責範囲内の事項に速やかに対処していない、或いは職務不履行と判断した場合、当該部門に是正を命じるか、直接処分を行うものとする。

**第九十八条** 県级以上の人民政府の衛生健康主管部門、疾病予防管理部門及びその他の関連部門は、法に従い職責を履行し、社会の監督を自覚をもって受け入れねばならない。

いかなる単位又は個人も、本法に違反する行為を県级以上の人民政府、その衛生健康主管部門、疾病予防管理部門及び関係機関に通報する権利を有する。通報を受けた機関は、速やかに調査・処理を行うものとする。事実と確認された通報には、規定に従い報奨を与える。県级以上の人民政府、その衛生健康主管部門、疾病予防管理部門及び関係機関は、通報者の情報を秘密に保ち、通報者の正当な権益を保護せねばならない。

**第九十九条** 衛生防疫部門は、疾病予防管理等の部門は、感染症の予防及び治療に関する犯罪の疑いを発見した場合、関係規定に従い、速やかに公安機関に移送せねばならない。移送された事案は、公安機関が速やかに審査・処理するものとする。

## 第八章 法律責任

**第一百条** 地方各級人民政府が本法の規定に違反し、感染症の発生又は流行の際に、法に基づく報告義務

務を履行せず、感染症発生の報告を隠蔽、虚偽の報告をする、遅延させる、若しくは省略して、感染症の発生報告を妨害又は感染症の突発や流行時に法に基づく治療を行わない、制御措置を講じない場合、上級人民政府が是正を命じ、批判を通知せねばならない；情状が深刻な場合、その指導者と直接の責任者には法に基づく処罰がなされるものとする。

**第一百一条** 県级以上の人民政府の衛生健康主管部門又は疾病予防管理部門が、本法の規定に違反し、次に掲げる行為のいずれかに該当する場合、同級人民政府又は上級人民政府の衛生健康主管部門、疾病予防管理部門は、是正を命じ、批判通知を発出するものとする；情状が深刻な場合、その指導者及び直接の責任者は、法により処罰される；

- (一) 法に基づく感染症流行の通報や報告或いは公表の義務を履行せず、感染症発生の報告を隠蔽、虚偽の報告をする、遅延させる、若しくは省略する、或いは感染症の発生報告を妨害すること；
- (二) 感染症が発生する、或いは発生のおそれがある場合において、法に基づき予防・制御措置を講じないこと；
- (三) 法に基づく監督検査の職責を履行しない、或いは違法行為を発見した場合に速やかに調査及び処理をしないこと；
- (四) 下級人民政府の衛生健康主管部門又は疾病予防管理部門が感染症の予防管理の職責を履行していないことに関する報告に対し、速やかに調査・処理を行わないこと；
- (五) その他、この法律の規定に違反して職務を怠り、又は不正行為をしたとき。

**第一百二条** 本法規定に違反し、県级以上の人民政府の関係部門が法に基づき感染症の予防・治療、通報及び保障の職責を履行しなかった場合、同級の人民政府或いは上級人民政府の関連部門は是正を命じ、批判通知を発する；情状が深刻な場合は、指導者及び直接の責任者は法により処罰されるものとする。

**第一百三条** 疾病予防管理機関が本法の規定に違反し、次に掲げる行為のいずれかに該当する場合、県级以上の人民政府疾病予防管理部門は、是正を命じる、警告を発する、或いは批判通知を発出し、直接責任のある主管者及び他の直接責任者に対し、法により処分を科すものとし、同時に、原発出部門は法により当該責任者の執業資格を取り消すことができる：

- (一) 法による感染症の監視及び流行リスク評価の職責を履行しなかった場合；
- (二) 法による感染症の流行報告の職責を履行せず、その流行の隠蔽、虚偽の報告、報告の遅延若しくは省略、或いは感染症流行の報告を妨害した場合；
- (三) 積極的に感染症の流行情報を収集しない、或いは感染症の流行情報及び流行報告を速やかに分析、調査、検証しなかった場合；
- (四) 感染症の流行発見或いは感染症の流行に関する報告を受けた後、職責に基づき本法に定める措置を速やかに実施しなかった場合；
- (五) 国の関連規定を遵守せず、血液製剤の使用に起因する血液媒介性感染症が発生した場合。

**第一百四条** 医療機関が本法の規定に違反し、以下の行為のいずれかに該当する場合、県级以上の人民政府疾病予防管理部門は、是正を命じ、警告を発し、又は批判通知を発出し、**10 万元**以下の罰金を科すことができる；情状が深刻な場合、医療機関の執業許可の取り消し、または執業の停止を命じ、直接責任を負う監督者および他の直接責任者に処分を科すとともに、関係責任者に対し**6 か月以上 1 年以下**の執業停止を命じ、または法により執業証明を取り消すことができるものとする：

- (一) 医療機構の感染症予防管理活動を引き受け、医療機構内の感染制御活動或いはその責任範囲における感染症予防管理活動を規定通りに履行しなかった場合；
- (二) 規定に基づかず、感染症の流行を報告しない、その流行を隠蔽する、虚偽の報告をする、遅延させる、若しくは省略する或いは流行の報告を妨害した場合；
- (三) 機構内において感染症の病原体に汚染された場所、物品、及び医療廃棄物や医療汚水の消毒をしない、又は処分しなかった場合。

本法の規定に違反し、医療機構が以下に掲げるいずれかを行った場合、県級以上の人民政府衛生健康主管部門は、前条の規定に従い、行政処分を科すものとし、直接責任を負う担当者及び他の責任者に対し、法により懲戒処分を科すものとする。

- (一) 規定に依らず、感染症患者又は疑似症例に対して医療行為や現場での救助、診療行為や病院の紹介を行わない、或いは紹介を拒否すること；

- (二) 国の関連規定を遵守せず、輸血または血液製剤の使用により血液媒介性疾患が発生した場合；医療機関が規定に従って使用した医療機器に消毒或いは滅菌を行わない、或いは、使い捨ての医療機器の使用後に廃棄または使用した場合、関連の医療機器管理に関する法律や行政法規の着て居に基づき法律責任を追及されるものとする。
- 第一百五条**
- 本法の規定に違反し、血液採取・供給機構が規定された感染症流行の報告を行わない、報告を隠蔽、虚偽の報告を行う、遅延させる、或いはその報告を妨害した場合、県级以上の人民政府疾病予防管理部門は、是正を命じ、警告又は批判の通知を発出するものとし **10** 万元以下の罰金を科すことができる；情状が深刻な場合、元の発出機関は、血液採取・供給機構の執業許可を取り消し、直接責任を負う監督者及びその他責任者を懲戒処分とし、関係責任者には **6** ヶ月以上 **1** 年以下の執業活動の停止を命じる、又は法により執業許可証を取り消すことができるものとする。
- 血液採取・供給機構が国の関連規定を履行せず、輸血による血液媒介性疾患を発生させた場合、県级以上の人民政府衛生健康主管部門は、前項規定に従い、行政処罰を科し、直接責任を負う監督者及びその他の直接責任者に対して懲戒処分を与えるものとする。
- 違法に血液を採取する、或いは他人を組織して血液を販売した場合、県级以上の人民政府衛生健康主管部門は違法行為の停止を命じ、違法所得の没収、**5** 万元以上 **50** 万元以下の罰金を科すものとする。
- 第一百六条**
- 交通運輸や郵政、宅配企業が本法の規定に違反し、感染症の予防・治療に関わる人員、並びに感染症の予防・治療に必要な医薬品や医療機器、その他の緊急物資の輸送を優先しなかった場合、交通運輸や鉄道、民間航空、郵政管理部門が職責に基づき是正を命じ、警告を与えるものとする；重大な結果を招いた場合、**1** 万元以上 **10** 万元以下の罰金に処し、直接責任を負う監督者およびその他の直接責任者に対し法により処分を与えるものとする。
- 第一百七条**
- 本法の規定に違反し、以下のいずれかの状況に該当する場合、県级以上の人民政府疾病予防管理部門は、是正を命じ、警告を与え、違法所得を没収し、**20** 万元以下の罰金を科すことができる；状況が深刻な場合、元の文書発行機構は、法律に基づき関連の許可証を取り消すことができ、直接責任を負う監督者及びその他責任者は、**5** 年の間、当該生産経営活動への従事を禁止される：
- (一) 飲料水供給単位が衛生許可を取得せずに給水を行う、或いは国家衛生標準及び衛生規範に適合しない飲料水を供給したことで感染症の蔓延や突発、流行を引き起こし、又は引き起こす恐れがある場合；
- (二) 衛生許可を取得せずに飲料水衛生安全関連製品を製造又は販売し、或いは製造又は販売された飲料水の衛生安全関連製品が国家衛生標準及び衛生規範に適合しない場合；
- (三) 衛生許可を取得せずに感染症の予防・治療用の消毒剤を製造する、或いは生産、販売された感染症予防治療用の消毒剤が国家衛生標準及び衛生規範に合致しなかった場合；
- (四) 衛生許可を取得せずに、新材料や新たな工芸技術又は新たな殺菌原理を用いて製造された消毒剤及び消毒機器を製造若しくは販売すること；
- (五) 本法第六十六条に規定する感染症の影響地域において、病原体に汚染された、或いは汚染されているおそれのある物品を消毒処理をせずに販売又は輸送すること。
- 第一百八条**
- 本法に違反し、以下のいずれかの状況に該当する場合、県级以上の人民政府の衛生健康、疾病予防管理等の部門は、それぞれの職責に基づき是正を命じ、警告を与え、批判を通知し、違法所得を没収し、**10** 万元以下の罰金を科すことができる；情状が深刻である場合、元の発行部門は、法に基づき関連許可を取り消し、直接責任を負う監督者及びその他の責任者に対し、法に基づき処分を科すことができ、また、元の発行部門は、関連責任者に対し、**6** ヶ月以上 **1** 年以下の執業活動の停止を命じ、又は法に基づき職務資格の取り消しができる。
- (一) 疾病予防管理機構や医療機構の実験室及び病原微生物の実験従事単位が、国の定める条件及び技術標準を満たしておらず、規定された措置に従って感染症の病原体やサンプルを厳格に管理していない場合；
- (二) 病原微生物、細菌、ウイルス、又は感染症検査検体の収集、保管、提供、携行、輸送又は使用において、国の関係規定に違反した場合；
- (三) 医療機構や疾病予防管理機構、検査試験機構が、感染症の検査試験に関する技術規範及び基準に従って検査試験活動を実施しない、又は虚偽の検査試験報告書を発行した場合；
- (四) 登録が義務付けられている消毒剤や消毒機器、抗菌剤（制菌剤）を製造・販売した場合；

(五)	公共の場所や学校、保育施設等の衛生状態及び感染症予防管理措置が、国の衛生標準及び衛生条規範に合致していない場合。
第一百九条	本法の規定に違反し、国が確定した自然疫病発生地帯において水利や交通、観光、エネルギー等の大規模建設工事を建設し、衛生調査を実施せずに建設工事を行った場合、或いは疾病予防管理機構の意見に従い必要な伝染病予防管理措置を講じなかった場合、県级以上の人民政府疾病予防管理部門は期限を定めて是正を命じ、警告を与える、10万元以上50万元以下の罰金に処する。期限内には是正しない場合は、50万元以上100万元以下の罰金を科すものとし、関連人民政府に対し、職権に基づき建設工事または解体工事の一時停止を命じ、直接責任を負う監督者およびその他の直接責任者に法に基づき罰則を科すよう要請するものとする。
第一百十条	県級以上の人民政府の衛生健康主管部門、疾病予防管理部門その他の関係部門は、本法の規定に違反し、法に基づく個人情報保護義務を履行していない場合、同級人民政府又は上級人民政府の関係部門が是正を命じ、批判を通知するものとする；情状が深刻である場合、責任ある指導者及び直接責任者に対し、法により処罰するものとする。 医療機構や疾病予防管理機構が感染症患者や病原体キャリア、疑似症例或いは上述人員の濃厚接触者のプライバシー又は個人情報を漏洩した場合、県級以上の人民政府衛生健康主管部門又は疾病予防管理部門は、職責に基づき、是正を命じ、警告を発し、批判通知を発出、5万元以下の罰金を科すことができるものとし、直接責任を負う監督者及びその他の直接責任者は、法律に従って処罰されるが、関係責任者は、医師及び看護師の管理に関する関連法律、行政法規に従い法的責任を問われるものとする。 感染症の予防管理における個人情報保護義務の不履行については、個人情報保護に関する関連法律及び行政法規に従って法的責任を問われるものとする。
第一百十一条	本法に違反し、以下のいずれかの状況に該当する場合、県級以上の人民政府疾病予防管理部門は、是正を命じ、警告を与える。違反した組織には2万元以下、個人には1,000元以下の罰金が科されるものとする；情状が深刻な場合、元の発行部門が法に基づき、関連許可証または執業許可証を取り消す： (一) 人民政府及びその関係部門が法に基づき講じた感染症予防管理措置の実施を拒否した場合； (二) 疾病予防管理機関が法に基づき講じた感染症予防管理措置の受け入れ及び協力を拒否した場合； (三) 疾病予防管理機関が行う疫学調査への協力を拒否し、疫学調査において、感染症の病状や感染症との接触歴、感染症の発生地域若しくは流行地域への渡航歴を故意に隠蔽した場合； (四) 甲類感染症の患者や病原キャリア、疑似症例又はこれらの者の濃厚接触者に対する法に基づく隔離治療又は医学観察措置への協力を拒否する、或いは、隔離治療や医学監察の期間満了前に隔離治療または医学監察から離脱した場合； (五) 感染症を故意に蔓延させた場合； (六) 感染症の流行状況について、故意に虚偽の情報を捏造し、又は流布した場合； (七) その他、法に基づき実施される感染症の予防管理措置を妨害する行為。
第一百十二条	感染症患者、病原体キャリア、疑似症例者を、法律や行政法規、國務院疾病予防管理部門が禁止する業務に従事させ、感染症を蔓延させる恐れがある場合、県級以上の人民政府疾病予防管理部門が是正を命じ、警告を与える、2万元以下の罰金を科すことができる；法律や行政法規に別段の定めがある場合、その規定に従うものとする。
第九章 付則	この法律において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の意味を有する： (一) 重大な感染症の流行とは、公衆の生命及び健康に重大な危害をもたらし、又はもたらすおそれのある感染症の流行をいう。 (二) 感染症患者及び疑似症例とは、國務院衛生健康主管部門及び疾病予防管理部門が公布する感染症診断基準に適合する者をいい、感染症患者または疑似症例の診断基準を満たす人を言う。 (三) 病原携带者、是指感染传染病病原体无临床症状但能排出病原体的人。 (三) 病原体キャリアとは、感染症の病原体に感染しているものの、臨床症状が無く、病原体を排泄

- する恐れがある者をいう。
- (四) 疫学調査とは、疾病の予防・管理及び医療戦略立案を目的として、集団における疾病又は健康状態の分布及びその決定要因について調査研究することをいう。
- (五) 人獣共通感染症とは、ペストや狂犬病、住血吸虫症、エキノコックス症など人と脊椎動物が共に罹患する感染症をいう。
- (六) 自然感染源とは、人に感染症を引き起こす可能性のある特定の病原体が自然界の野生動物の間で長期間存在し、循環している場所をいう。
- (七) 媒介生物とは、ネズミや蚊、ハエ、ノミなど、人または他の動物から人に感染性病原体を媒介する生物をいう。
- (八) 医療機関感染とは、医療機関内部で発生した感染をいい、医療機関内で発生した感染及び医療機関内で発生した感染が医療機関を離れた後に発生した感染を含み、医療機関に入る前に既に始っていた感染又は既に潜伏期間にある感染は含まない。医療機関の職員が医療機関内で発生した感染も、医療機関感染に該当する。
- (九) 実験室感染とは、実験室で作業中に感染性病原体と接触することにより引き起こされる感染症をいう。
- (十) 消毒とは、環境内の病原微生物を殺すか除去するための化学的、物理的、または生物学的方法の使用をいう。
- (十一) 疾病予防管理機構とは、疾病予防管理センターや鉄道疾病予防管理機構等、疾病予防管理活動に従事し、上述の機構と同一の業務を行う単位をいう。
- (十二) 医療機関とは、法により医療機関の開業許可を取得し、或いは医療行為の登録を受け、疾病的診療に従事する機関をいう。
- (十三) (病気の) 突発とは、短期間のうちに、ある地域または集団単位で、同一の症状を示す多数の患者が突如出現することを指す。これらの患者は、感染源または伝播経路が同一であることが多い、大多数の患者が当該疾病の潜伏期間の最短と最長の間に同時に出現することが多い。
- (十四) 流行、是指在某地区某病的发病率显著超过该病历年发病率水平。
- (十五) 流行とは、特定地域における特定疾患の発生率が、その疾病の年間発生率を大幅に超えていることをいう。
- 第一百四十四条** 本法において感染症の予防・治療における公衆衛生上の突発事態への対応に関し規定されていない場合には、公衆衛生上の突発事態への対応に関する関連法律及び行政法規が適用されるものとする。
- 第一百五十五条** 本法は 2025 年 9 月 1 日から施行されるものとする。

[https://www.ndcpa.gov.cn/jbkzzx/c100012/common/content/content\\_1921828571603963904.html](https://www.ndcpa.gov.cn/jbkzzx/c100012/common/content/content_1921828571603963904.html)

## Law of the People's Republic of China on the Prevention and Control of Infectious Diseases

China CDC      www.nhc.gov.cn      2025-10-16      Source: Xinhua News

(Adopted at the Sixth Session of the Standing Committee of the Seventh National People's Congress on February 21, 1989; first revised at the Eleventh Session of the Standing Committee of the Tenth National People's Congress on August 28, 2004; amended pursuant to the "Decision on Amending the Cultural Relics Protection Law of the People's Republic of China, Including Twelve Laws," adopted at the Third Session of the Standing Committee of the Twelfth National People's Congress on June 29, 2013; second revised at the Fifteenth Session of the Standing Committee of the Fourteenth National People's Congress on April 30, 2025)

:::::::::::::::::::: 以下は中国語原文 :::::::::::::::::::::

## 中华人民共和国传染病防治法

国家疾病预防控制局      www.ndcpa.gov.cn      2025-05-12      来源：新华社

(1989年2月21日第七届全国人民代表大会常务委员会第六次会议通过 2004年8月28日第十届全国人民代表大会常务委员会第十一次会议第一次修订 根据2013年6月29日第十二届全国人民代表大会常务委员会第三次会议《关于修改〈中华人民共和国文物保护法〉等十二部法律的决定》修正 2025年4月30日第十

## 目录

- 第一章 总则
- 第二章 预防
- 第三章 监测、报告和预警
- 第四章 疫情控制
- 第五章 医疗救治
- 第六章 保障措施
- 第七章 监督管理
- 第八章 法律责任
- 第九章 附则

## 第一章 总则

- 第一条** 为了预防、控制和消除传染病的发生与流行，保障公众生命安全和身体健康，防范和化解公共卫生风险，维护国家安全和社会稳定，根据宪法，制定本法。
- 第二条** 传染病防治工作坚持中国共产党的领导，坚持人民至上、生命至上，坚持预防为主、防治结合的方针，坚持依法防控、科学防控的原则。
- 第三条** 本法所称传染病，分为甲类传染病、乙类传染病、丙类传染病，以及突发原因不明的传染病等其他传染病。  
**甲类传染病**，是指对人体健康和生命安全危害特别严重，可能造成重大经济损失和社会影响，需要特别严格管理、控制疫情蔓延的传染病，包括鼠疫、霍乱。  
**乙类传染病**，是指对人体健康和生命安全危害严重，可能造成较大经济损失和社会影响，需要严格管理、降低发病率、减少危害的传染病，包括新型冠状病毒感染、传染性非典型肺炎、艾滋病、病毒性肝炎、脊髓灰质炎、人感染新亚型流感、麻疹、流行性出血热、狂犬病、流行性乙型脑炎、登革热、猴痘、炭疽、细菌性和阿米巴性痢疾、肺结核、伤寒和副伤寒、流行性脑脊髓膜炎、百日咳、白喉、新生儿破伤风、猩红热、布鲁氏菌病、淋病、梅毒、钩端螺旋体病、血吸虫病、疟疾。  
**丙类传染病**，是指常见多发，对人体健康和生命安全造成危害，可能造成一定程度的经济损失和社会影响，需要关注流行趋势、控制暴发和流行的传染病，包括流行性感冒、流行性腮腺炎、风疹、急性出血性结膜炎、麻风病、流行性和地方性斑疹伤寒、黑热病、包虫病、丝虫病、手足口病，除霍乱、细菌性和阿米巴性痢疾、伤寒和副伤寒以外的感染性腹泻病。国务院疾病预防控制部门根据传染病暴发、流行情况和危害程度，及时提出调整各类传染病目录的建议。调整甲类传染病目录，由国务院卫生健康主管部门报经国务院批准后予以公布；调整乙类、丙类传染病目录，由国务院卫生健康主管部门批准、公布。
- 第四条** 突发原因不明的传染病需要采取本法规定的甲类传染病预防、控制措施的，国务院疾病预防控制部门及时提出建议，由国务院卫生健康主管部门报经国务院批准后予以公布。  
对乙类传染病中的传染性非典型肺炎、炭疽中的肺炭疽，采取本法规定的甲类传染病预防、控制措施。其他乙类传染病需要采取本法规定的甲类传染病预防、控制措施的，依照前款规定的程序批准、公布。  
需要解除依照本条规定采取的甲类传染病预防、控制措施的，国务院疾病预防控制部门及时提出建议，由国务院卫生健康主管部门报经国务院批准后予以公布。
- 依照本法规定采取甲类传染病预防、控制措施的传染病，适用本法有关甲类传染病的规定。
- 第五条** 省级人民政府对本行政区域常见多发的其他传染病，可以根据情况决定按照乙类或者丙类传染病管理并予以公布，报国务院疾病预防控制部门备案。
- 第六条** 国家建立健全传染病防治体制机制，明确属地、部门、单位和个人责任，实行联防联控、群防群控。
- 第七条** 各级人民政府加强对传染病防治工作的领导。
- 县级以上人民政府建立健全传染病防治的疾病预防控制、医疗救治、应急处置、物资保障和监督管理体系，加强传染病防治能力建设。
- 第八条** 国务院卫生健康主管部门牵头组织协调全国传染病疫情应对工作，负责全国传染病医疗救治的组织指导工作。国务院疾病预防控制部门负责全国传染病预防、控制的组织指导工作，

	负责全国传染病疫情应对相关工作。国务院其他有关部门在各自职责范围内负责传染病防治有关工作。
	县级以上地方人民政府卫生健康主管部门牵头组织协调本行政区域传染病疫情应对工作，负责本行政区域传染病医疗救治的组织指导工作。县级以上地方人民政府疾病预防控制部门负责本行政区域传染病预防、控制的组织指导工作，负责本行政区域传染病疫情应对相关工作。县级以上地方人民政府其他有关部门在各自职责范围内负责传染病防治有关工作。中国人民解放军、中国人民武装警察部队的传染病防治工作，依照本法和中央军事委员会的有关规定办理，由中央军事委员会负责卫生工作的部门实施监督管理。
第九条	国务院和县级以上地方人民政府的重大传染病疫情联防联控机制开展疫情会商研判，组织协调、督促推进疫情防控工作。
第十条	发生重大传染病疫情，构成突发公共卫生事件的，国务院和县级以上地方人民政府依照有关突发公共卫生事件应对的法律、行政法规规定设立应急指挥机构、启动应急响应。 国家建立健全城乡一体、上下联动、功能完备的疾病预防控制网络。
第十一条	国务院疾病预防控制部门领导各级疾病预防控制机构业务工作，建立上下联动的分工协作机制。
第十二条	国家、省级疾病预防控制机构成立疾病预防控制专家委员会，为传染病防治提供咨询、评估、论证等专业技术支持。
第十三条	国家坚持中西医并重，加强中西医结合，充分发挥中医药在传染病防治中的作用。 国家支持和鼓励开展传染病防治的科学研究，组织开展传染病防治和公共卫生研究工作以及多学科联合攻关，提高传染病防治的科学技术水平。 国家支持和鼓励在传染病防治中运用现代信息技术。
第十四条	传染病防治中开展个人信息收集、存储、使用、加工、传输、提供、公开、删除等个人信息处理活动，应当遵守《中华人民共和国民法典》、《中华人民共和国个人信息保护法》等法律、行政法规的规定，采取措施确保个人信息安全，保护个人隐私，不得过度收集个人信息；相关信息不得用于传染病防治以外的目的。 中华人民共和国领域内的一切单位和个人应当支持传染病防治工作，接受和配合为预防、控制、消除传染病危害依法采取的调查、采集样本、检验检测、隔离治疗、医学观察等措施，根据传染病预防、控制需要采取必要的防护措施。
第十五条	国家支持和鼓励单位和个人参与传染病防治工作。各级人民政府应当完善有关制度，提供便利措施，引导单位和个人参与传染病防治的宣传教育、疫情报告、志愿服务和捐赠等活动。 疾病预防控制部门、街道办事处和乡镇人民政府应当开展群防群控工作，指导居民委员会、村民委员会协助做好城乡社区的传染病预防、控制工作。
第十六条	居民委员会、村民委员会应当协助县级以上人民政府及其有关部门、街道办事处和乡镇人民政府做好城乡社区传染病预防、控制的宣传教育、健康提示以及疫情防控工作，组织城乡居民参与城乡社区的传染病预防、控制活动。 县级以上人民政府及其有关部门、街道办事处和乡镇人民政府应当为居民委员会、村民委员会开展传染病预防、控制工作提供必要的支持和保障。
第十七条	国家和社会应当关心、帮助传染病患者、病原携带者和疑似患者，使其得到及时救治。 任何单位或者个人不得歧视传染病患者、病原携带者和疑似患者，不得泄露个人隐私、个人信息。
第十八条	采取传染病预防、控制措施，应当依照法定权限和程序，与传染病暴发、流行和可能造成危害的程度、范围等相适应；有多种措施可供选择的，应当选择有利于最大程度保护单位和个人合法权益，且对他人权益损害和生产生活影响较小的措施，并根据情况变化及时调整。单位和个人认为有关地方人民政府、卫生健康主管部门、疾病预防控制部门和其他有关部门，以及疾病预防控制机构、医疗机构等实施的相关行政行为或者传染病预防、控制措施，侵犯其合法权益的，可以依法申请行政复议、提起诉讼。 国家开展传染病防治健康教育工作，加强传染病防治法治宣传，提高公众传染病防治健康素养和法治意识。 学校、托育机构应当结合年龄特点对学生和幼儿进行健康知识和传染病防治知识的教育。 新闻媒体应当开展传染病防治和公共卫生知识的公益宣传。 个人应当学习传染病防治知识，养成良好的卫生习惯，培养健康的生活方式。

第十九条	国家支持和鼓励开展传染病防治的国际交流与合作。
第二十条	对在传染病防治工作中做出显著成绩和贡献的单位和个人，按照国家有关规定给予表彰、奖励。 对因参与传染病防治工作致病、致残、死亡的人员，按照有关规定给予补助、抚恤和优待。
<b>第二章 预防</b>	
第二十一条	各级人民政府组织开展爱国卫生运动，完善公共卫生设施，改善人居环境状况，加强社会健康管理，提升全民健康水平。
第二十二条	地方各级人民政府应当有计划地建设和改造城乡公共卫生设施，改善饮用水卫生条件，对污水、污物、粪便进行无害化处置。城市应当按照国家和地方有关标准修建公共厕所、垃圾和粪便无害化处置场以及排水和污水处理系统等公共卫生设施。农村应当逐步改造厕所，建立必要的卫生管理制度。 县级以上地方人民政府应当加强医疗废物收集处置能力建设。设区的市级人民政府应当确定医疗废物协同应急处置设施，提高重大传染病疫情医疗废物应急处置能力。
第二十三条	县级以上人民政府农业农村、水利、林业草原等部门依据职责指导、组织控制和消除农田、湖区、河流、牧场、林区、草原地区的鼠害与血吸虫危害，以及其他传播传染病的动物和病媒生物的危害。 交通运输、铁路、民用航空等部门依据职责指导、监督交通运输经营单位以及车站、港口、机场等相场所的运营单位消除鼠害和蚊、蝇等病媒生物的危害。
第二十四条	国家实行免疫规划制度。政府免费向居民提供免疫规划疫苗。 国务院疾病预防控制部门制定国家免疫规划。省级人民政府在执行国家免疫规划时，可以根据本行政区域疾病预防、控制需要，增加免疫规划疫苗种类，加强重点地区、重点人群的预防接种，报国务院疾病预防控制部门备案并公布。 国家对儿童实行预防接种证制度。医疗机构、疾病预防控制机构与儿童的监护人、所在学校和托育机构应当相互配合，保证儿童及时接种免疫规划疫苗。 出现特别重大突发公共卫生事件或者其他严重威胁公众健康的紧急事件，可以依照《中华人民共和国疫苗管理法》的规定在一定范围和期限内紧急使用疫苗。
第二十五条	各级疾病预防控制机构在传染病预防、控制中履行下列职责：  (一)实施传染病预防控制规划，制定传染病预防控制技术方案并组织实施； (二)组织开展传染病监测，收集、分析和报告传染病监测信息，预测传染病的发生、流行趋势； (三)开展对传染病疫情和突发公共卫生事件的流行病学调查、风险评估、现场处理及其效果评价； (四)开展传染病实验室检验检测、诊断、病原学鉴定； (五)实施免疫规划，负责预防性生物制品的使用管理； (六)开展健康教育、咨询，普及传染病防治知识； (七)指导、培训下级疾病预防控制机构及其工作人员开展传染病预防、控制工作； (八)指导医疗机构和学校、托育机构、养老机构、康复机构、福利机构、未成年人救助保护机构、救助管理机构、体育场馆、监管场所、车站、港口、机场等重点场所开展传染病预防、控制工作； (九)开展传染病防治基础性研究、应用性研究和卫生评价，提供技术咨询。 国家、省级疾病预防控制机构主要负责对传染病发生、流行以及分布进行监测，对重点传染病流行趋势进行预测，提出预防、控制对策，参与并指导对暴发的传染病疫情进行调查处理，开展传染病病原学鉴定，建立检验检测质量控制体系，开展基础性研究、应用性研究、卫生评价以及标准规范制定。 设区的市级、县级疾病预防控制机构主要负责传染病预防控制规划、预防控制技术方案的落实，组织实施免疫、消毒，指导病媒生物危害控制，普及传染病防治知识，负责本地区传染病和突发公共卫生事件监测、报告，开展流行病学调查和常见病原微生物检测，开展应用性研究和卫生评价。
第二十六条	二级以上医疗机构应当有专门的科室并指定专门的人员，承担本机构的传染病预防、控制和传染病疫情报告以及责任区域内的传染病预防工作。 基层医疗卫生机构应当有专门的科室或者指定人员负责传染病预防、控制管理工作，在疾病预防控制机构指导下，承担本机构的传染病预防、控制和责任区域内的传染病防治健康

	教育、预防接种、传染病疫情报告、传染病患者健康监测以及城乡社区传染病疫情防控指导等工作。
第二十七条	医疗机构的基本标准、建筑设计和服务流程应当符合预防医疗机构感染的要求，降低传染病在医疗机构内传播的风险。 医疗机构应当严格执行国家规定的管理制度、操作规范，加强与医疗机构感染有关的危险因素监测、安全防护、消毒、隔离和医疗废物、医疗污水处置工作，防止传染病在医疗机构内的传播。 医疗机构应当按照规定对使用的医疗器械进行消毒或者灭菌；对按照规定一次性使用的医疗器械，应当在使用后予以销毁。
第二十八条	国务院疾病预防控制部门拟订国家重点传染病和突发原因不明的传染病预防控制应急预案，由国务院卫生健康主管部门批准、公布。 县级以上地方人民政府制定本行政区域重点传染病和突发原因不明的传染病预防控制应急预案，报上一级人民政府备案并予以公布。鼓励毗邻、相近地区的地方人民政府制定应对区域性传染病的联合预防控制应急预案。 传染病预防控制应急预案应当根据本法和其他有关法律、法规的规定，针对传染病暴发、流行情况和危害程度，具体规定传染病预防、控制工作的组织指挥体系和职责，传染病预防、监测、疫情报告和通报、疫情风险评估、预警、应急工作方案、人员调集以及物资和技术储备与调用等内容。
第二十九条	医疗卫生机构和学校、托育机构、养老机构、康复机构、福利机构、未成年人救助保护机构、救助管理机构、体育场馆、监管场所、车站、港口、机场等重点场所，应当制定本单位传染病预防控制应急预案。
第三十条	传染病预防控制应急预案应当增强科学性、针对性和可操作性，并根据实际需要和形势变化及时修订。 县级以上人民政府疾病预防控制部门应当根据有关传染病预防控制应急预案定期组织开展演练。医疗卫生机构和学校、托育机构、养老机构、康复机构、福利机构、未成年人救助保护机构、救助管理机构、体育场馆、监管场所、车站、港口、机场等重点场所应当根据本单位传染病预防控制应急预案开展演练。
第三十一条	疾病预防控制机构、医疗机构的实验室和从事病原微生物实验的单位，应当遵守有关病原微生物实验室生物安全的法律、行政法规规定，符合国家规定的条件和技术标准，建立严格的管理制度，对传染病病原体和样本按照规定的措施实行严格管理，严防传染病病原体的实验室感染和扩散。
第三十二条	采供血机构、生物制品生产单位应当严格执行国家有关规定，保证血液、血液制品的质量和安全。 禁止非法采集血液或者组织他人出卖血液。 疾病预防控制机构、医疗机构使用血液和血液制品，应当遵守国家有关规定，防止因输入血液、使用血液制品引起经血液传播疾病的发生。
第三十三条	各级人民政府应当加强艾滋病的防治工作，采取预防、控制措施，防止艾滋病的传播。具体办法由国务院制定。
第三十四条	国家建立健全人畜共患传染病防治的协作机制，统筹规划、协同推进预防、控制工作，做好重点人群健康教育、传染病监测、疫情调查处置和信息通报等工作。 县级以上人民政府农业农村、林业草原、卫生健康、疾病预防控制等部门依据职责负责与人畜共患传染病有关的动物传染病的防治管理工作，重点加强鼠疫、狂犬病、人感染新亚型流感、布鲁氏菌病、炭疽、血吸虫病、包虫病等人畜共患传染病的防治工作。
第三十五条	国家建立病原微生物菌（毒）种保藏库。 对病原微生物菌（毒）种和传染病检测样本的采集、保藏、提供、携带、运输、使用实行分类管理，建立健全严格的管理制度。从事相关活动应当遵守有关病原微生物实验室生物安全的法律、行政法规规定；依法需要经过批准或者进行备案的，应当取得批准或者进行备案。
第三十六条	对被传染病病原体污染的水、物品和场所，有关单位和个人应当在疾病预防控制机构的指导下或者按照其提出的卫生要求，进行科学严格消毒处理；拒绝消毒处理的，由当地疾病预防控制部门组织进行强制消毒处理。
第三十七条	在国家确认的自然疫源地计划兴建水利、交通、旅游、能源等大型建设项目的，应当事先由

省级以上疾病预防控制机构对施工环境进行卫生调查。建设单位应当根据疾病预防控制机构的意见，采取必要的传染病预防、控制措施。施工期间，建设单位应当设专人负责工地上的卫生防疫工作。施工期间和工程竣工后，疾病预防控制机构应当对可能发生的传染病进行监测。

- 第三十八条** 用于传染病防治的消毒产品、饮用水供水单位供应的饮用水和涉及饮用水卫生安全的产品，应当符合国家卫生标准和卫生规范。  
用于传染病防治的消毒产品的生产企业，应当经省级人民政府疾病预防控制部门批准，取得卫生许可。利用新材料、新工艺技术和新杀菌原理生产的消毒剂和消毒器械，应当经国务院疾病预防控制部门批准，取得卫生许可；其他消毒剂、消毒器械以及抗（抑）菌剂，应当报省级人民政府疾病预防控制部门备案。  
饮用水供水单位应当经设区的市级或者县级人民政府疾病预防控制部门批准，取得卫生许可。涉及饮用水卫生安全的产品应当经省级以上人民政府疾病预防控制部门批准，取得卫生许可。
- 第三十九条** 传染病患者、病原携带者和疑似患者应当如实提供相关信息，在治愈前或者在排除传染病嫌疑前，不得从事法律、行政法规和国务院疾病预防控制部门规定禁止从事的易使该传染病扩散的工作。  
传染病患者、病原携带者、疑似患者以及上述人员的密切接触者应当采取必要的防护措施。  
任何单位或者个人不得以任何方式故意传播传染病。
- 第四十条** 学校、托育机构、养老机构、康复机构、福利机构、未成年人救助保护机构、救助管理机构、体育场馆、监管场所、车站、港口、机场等重点场所应当落实主体责任，加强传染病预防、控制能力建设，在疾病预防控制机构指导下开展传染病预防、控制工作。

### 第三章 监测、报告和预警

- 第四十一条** 国家加强传染病监测预警工作，建设多点触发、反应快速、权威高效的传染病监测预警体系。
- 第四十二条** 国家建立健全传染病监测制度。  
国务院疾病预防控制部门会同国务院有关部门制定国家传染病监测规划和方案。省级人民政府疾病预防控制部门会同同级人民政府有关部门，根据国家传染病监测规划和方案，制定本行政区域传染病监测计划和工作方案，报国务院疾病预防控制部门审核后实施。  
国家加强传染病监测，依托传染病监测系统实行传染病疫情和突发公共卫生事件网络直报，建立重点传染病以及原因不明的传染病监测哨点，拓展传染病症状监测范围，收集传染病症候群、群体性不明原因疾病等信息，建立传染病病原学监测网络，多途径、多渠道开展多病原监测，建立智慧化多点触发机制，增强监测的敏感性和准确性，提高实时分析、集中研判能力，及时发现传染病疫情和突发公共卫生事件。
- 第四十三条** 疾病预防控制机构对传染病的发生、流行以及影响其发生、流行的因素进行监测，及时掌握重点传染病流行强度、危害程度以及病原体变异情况。  
疾病预防控制机构应当加强原因不明的传染病监测，提高快速发现和及时甄别能力；对新发传染病、境内已消除的传染病以及境外发生、境内尚未发生的传染病进行监测。
- 第四十四条** 国家建立跨部门、跨地域的传染病监测信息共享机制，加强卫生健康、疾病预防控制、生态环境、农业农村、海关、市场监督管理、移民管理、林业草原等部门的联动监测和信息共享。  
国家建立临床医疗、疾病预防控制信息的互通共享制度，加强医防协同，推动医疗机构等的信息系统与传染病监测系统互联互通，建立健全传染病诊断、病原体检测数据等的自动获取机制，规范信息共享流程，确保个人信息安全。
- 第四十五条** 国家建立健全传染病疫情报告制度。  
疾病预防控制机构、医疗机构和采供血机构及其执行职务的人员发现甲类传染病患者、病原携带者、疑似患者或者新发传染病、突发原因不明的传染病，以及其他传染病暴发、流行时，应当于两小时内进行网络直报；发现乙类传染病患者、疑似患者或者国务院疾病预防控制部门规定需要报告的乙类传染病病原携带者时，应当于二十四小时内进行网络直报；发现丙类传染病患者时，应当于二十四小时内进行网络直报。  
中国人民解放军、中国人民武装警察部队的医疗机构向社会公众提供医疗服务的，应当依照前款规定报告传染病疫情。

	传染病疫情报告遵循属地管理原则，具体办法由国务院疾病预防控制部门制定。
第四十六条	疾病预防控制机构、医疗机构和采供血机构应当建立健全传染病疫情报告管理制度，加强传染病疫情和相关信息报告的培训、日常管理和质量控制，定期对本机构报告的传染病疫情和相关信息以及报告质量进行分析、汇总和通报。
第四十七条	学校、托育机构、养老机构、康复机构、福利机构、未成年人救助保护机构、救助管理机构、体育场馆、监管场所、车站、港口、机场等重点场所发现传染病患者、疑似患者时，应当按照国务院疾病预防控制部门的规定，向所在地疾病预防控制机构报告有关信息。检验检测机构等应当按照国务院疾病预防控制部门的规定，向所在地疾病预防控制机构报告与传染病防治有关的信息。
第四十八条	任何单位和个人发现传染病患者、疑似患者时，应当及时向附近的疾病预防控制机构、医疗机构或者疾病预防控制部门报告。疾病预防控制部门应当公布热线电话等，畅通报告途径，确保及时接收、调查和处理相关报告信息。
第四十九条	疾病预防控制机构应当设立或者指定专门的部门、人员负责传染病疫情信息管理工作，主动收集、分析、调查、核实传染病疫情信息。疾病预防控制机构接到甲类传染病、新发传染病、突发原因不明的传染病报告或者发现传染病暴发、流行时，应当于两小时内完成传染病疫情信息核实以及向同级卫生健康主管部门、疾病预防控制部门和上级疾病预防控制机构报告的工作。疾病预防控制部门接到报告后应当立即报告同级人民政府，同时报告上一级人民政府卫生健康主管部门、疾病预防控制部门和国务院卫生健康主管部门、疾病预防控制部门。
第五十条	任何单位或者个人不得干预传染病疫情报告。依照本法规定负有传染病疫情报告职责的人民政府有关部门、疾病预防控制机构、医疗机构、采供血机构及其工作人员，不得隐瞒、谎报、缓报、漏报传染病疫情。
第五十一条	对及时发现并报告新发传染病、突发原因不明的传染病的单位和个人，按照国家有关规定给予奖励。
第五十二条	对经调查排除传染病疫情的，报告的单位和个人不承担法律责任。国家建立健全传染病疫情风险评估制度。
第五十三条	疾病预防控制机构应当及时分析传染病和健康危害因素相关信息，评估发生传染病疫情的风险、可能造成的影响以及疫情发展态势。国家建立健全传染病预警制度。
第五十四条	疾病预防控制机构根据传染病监测信息和传染病疫情风险评估结果，向社会发布健康风险提示；发现可能发生突发公共卫生事件，经评估认为需要发布预警的，向同级疾病预防控制部门提出发布预警的建议。疾病预防控制部门收到建议后应当及时组织专家进行分析研判，需要发布预警的，由卫生健康主管部门、疾病预防控制部门立即向同级人民政府报告。县级以上人民政府依照有关突发公共卫生事件应对的法律、行政法规和国务院规定的权限和程序，决定向社会发布预警。
第五十五条	县级以上地方人民政府疾病预防控制部门应当及时向本行政区域的疾病预防控制机构和医疗机构通报传染病疫情以及监测、预警的相关信息。接到通报的疾病预防控制机构和医疗机构应当及时报告本机构的主要负责人，并告知本机构的有关人员。国务院疾病预防控制部门应当及时向省级人民政府疾病预防控制部门和中央军事委员会负责卫生工作的部门通报全国传染病疫情以及监测、预警的相关信息。中央军事委员会负责卫生工作的部门发现传染病疫情时，应当向国务院疾病预防控制部门通报。
第五十六条	毗邻或者相关地区的的地方人民政府疾病预防控制部门，应当及时相互通报本行政区域的传染病疫情以及监测、预警的相关信息。县级以上人民政府疾病预防控制部门与同级人民政府教育、公安、民政、司法行政、生态环境、农业农村、市场监督管理、林业草原、中医药等部门建立传染病疫情通报机制，及时共享传染病疫情信息。传染病暴发、流行时，国务院卫生健康、疾病预防控制、外交、工业和信息化、公安、交通运输、铁路、民用航空、海关、移民管理等部门以及中国人民解放军、中国人民武装警察部队的有关单位和部门等建立工作机制，及时共享传染病疫情信息。
第五十七条	国家建立健全传染病疫情信息公布制度。国务院疾病预防控制部门定期向社会公布全国传染病疫情信息。县级以上地方人民政府疾

病预防控制部门定期向社会公布本行政区域的传染病疫情信息。

传染病暴发、流行时，县级以上地方人民政府疾病预防控制部门应当及时、准确地向社会公布本行政区域传染病名称、流行传播范围以及确诊病例、疑似病例、死亡病例数量等传染病疫情信息。传染病跨省级行政区域暴发、流行时，国务院疾病预防控制部门应当及时、准确地向社会公布上述信息。

县级以上人民政府疾病预防控制部门发现虚假或者不完整传染病疫情信息的，应当及时发布准确的信息予以澄清。

传染病疫情信息公布的具体办法由国务院疾病预防控制部门制定。

## 第四章 疫情控制

### 第五十八条

医疗机构、疾病预防控制机构发现甲类传染病时，应当立即采取下列措施，并向县级以上地方人民政府疾病预防控制部门报告：

- (一) 对甲类传染病患者、病原携带者，予以隔离治疗、医学观察；开展传染病实验室检验检测、诊断、病原学鉴定；
- (二) 对甲类传染病疑似患者，确诊前单独隔离治疗；
- (三) 对甲类传染病患者、病原携带者、疑似患者的密切接触者，予以医学观察，并采取其他必要的预防措施。

医疗机构、疾病预防控制机构对甲类传染病患者、病原携带者、疑似患者以及上述人员的密切接触者采取隔离治疗、医学观察措施，应当根据国家有关规定和医学检查结果科学合理确定具体人员范围和期限，并根据情况变化及时调整。采取隔离治疗、医学观察措施，不得超出规定的范围和期限。

医疗机构、疾病预防控制机构应当向甲类传染病患者、病原携带者、疑似患者以及上述人员的密切接触者书面告知诊断或者判定结果和依法应当采取的措施。

甲类传染病患者、病原携带者、疑似患者以及上述人员的密切接触者应当主动接受和配合医学检查、隔离治疗、医学观察等措施。

拒绝隔离治疗、医学观察或者隔离治疗、医学观察的期限未满擅自脱离的，由公安机关协助医疗机构、疾病预防控制机构采取强制隔离治疗、医学观察措施。

医疗机构、疾病预防控制机构接到其他单位和个人报告甲类传染病的，有关甲类传染病患者、疑似患者的移交按照国务院疾病预防控制部门的规定执行。

### 第五十九条

医疗机构发现乙类或者丙类传染病患者时，应当根据病情采取必要的治疗和控制传播措施。县级以上地方人民政府疾病预防控制部门指定的医疗机构对肺结核患者进行治疗；对具有传染性的肺结核患者进行耐药检查和规范隔离治疗，对其密切接触者进行筛查。基层医疗卫生机构对肺结核患者进行健康管理。具体办法由国务院疾病预防控制部门拟订，报国务院卫生健康主管部门审核、发布。

### 第六十条

医疗机构对本机构内被传染病病原体污染的场所、物品以及医疗废物、医疗污水，应当依照有关法律、行政法规的规定实施消毒和无害化处置。

### 第六十一条

疾病预防控制机构发现传染病疫情或者接到传染病疫情报告时，应当及时采取下列措施：

- (一) 对传染病疫情进行流行病学调查，根据调查情况提出对受影响的相关区域的防控建议，对被污染的场所进行卫生处理，判定密切接触者，指导做好对密切接触者的管理，并向疾病预防控制部门提出传染病疫情防控方案；
- (二) 传染病暴发、流行时，对受影响的相关区域进行卫生处理，向疾病预防控制部门提出传染病疫情防控方案，并按照传染病疫情防控相关要求采取措施；
- (三) 指导下级疾病预防控制机构、医疗机构实施传染病预防、控制措施，组织、指导有关单位对传染病疫情的处理。

有关单位和个人应当接受和配合疾病预防控制机构开展流行病学调查，如实提供信息。疾病预防控制机构开展流行病学调查，需要有关部门和单位协助的，有关部门和单位应当予以协助。

发生传染病疫情时，疾病预防控制机构和省级以上人民政府疾病预防控制部门指派的其他与传染病有关的专业技术机构，可以进入受影响的相关区域进行调查、采集样本、技术分析和检验检测。被调查单位和个人应当如实提供信息；任何单位或者个人不得隐瞒信息、

	阻碍调查。
第六十三条	传染病暴发、流行时，县级以上地方人民政府应当立即组织力量，按照传染病预防控制应急预案进行防治，控制传染源，切断传染病的传播途径；发生重大传染病疫情，经评估必要时，可以采取下列紧急措施： (一) 限制或者停止集市、影剧院演出或者其他人群聚集的活动； (二) 停工、停业、停课； (三) 封闭或者封存被传染病病原体污染的公共饮用水源、食品以及相关物品； (四) 控制或者扑杀、无害化处理染疫动物； (五) 封闭可能造成传染病扩散的场所； (六) 防止传染病传播的其他必要措施。
	县级以上地方人民政府采取前款规定的紧急措施，应当同时向上一级人民政府报告。接到报告的上级人民政府认为采取的紧急措施不适当的，应当立即调整或者撤销。 必要时，国务院或者国务院授权的部门可以决定在全国或者部分区域采取本条第一款规定的紧急措施。
第六十四条	对已经发生甲类传染病病例的场所或者该场所内的特定区域的人员，所在地县级以上地方人民政府可以实施隔离措施，同时向上一级人民政府报告。接到报告的上级人民政府认为实施的隔离措施不适当的，应当立即调整或者撤销。 被实施隔离措施的人员应当予以配合；拒绝执行隔离措施的，由公安机关协助疾病预防控制机构采取强制隔离措施。
第六十五条	发生新发传染病、突发原因不明的传染病，县级以上地方人民政府经评估认为确有必要的，可以预先采取本法规定的甲类传染病预防、控制措施，同时向上一级人民政府报告。接到报告的上级人民政府认为预先采取的预防、控制措施不适当的，应当立即调整或者撤销。
第六十六条	因甲类、乙类传染病发生重大传染病疫情时，县级以上地方人民政府报经上一级人民政府决定，可以对进入或者离开本行政区域受影响的相关区域的人员、物资和交通工具实施卫生检疫。 因甲类传染病发生重大传染病疫情时，省级人民政府可以决定对本行政区域受影响的相关区域实施封锁；封锁大、中城市或者跨省级行政区域的受影响的相关区域，以及因封锁导致中断干线交通或者封锁国境的，由国务院决定。
第六十七条	依照本法第六十三条至第六十六条规定采取传染病疫情防控措施时，决定采取措施的机关应当向社会发布公告，明确措施的具体内容、实施范围和实施期限，并进行必要的解释说明。相关疫情防控措施的解除，由原决定机关决定并宣布。 采取前款规定的措施期间，当地人民政府应当保障食品、饮用水等基本生活必需品的供应，提供基本医疗服务，维护社会稳定；对未成年人、老年人、残疾人、孕产期和哺乳期的妇女以及需要及时救治的伤病人员等群体给予特殊照顾和安排，并确保相关人员获得医疗救治。当地人民政府应当公布求助电话等，畅通求助途径，及时向有需求的人员提供帮助。 因采取本法第五十八条、第六十三条至第六十六条规定措施导致劳动者不能工作的，用人单位应当保留其工作，按照规定支付其在此期间的工资、发放生活费。用人单位可以按照规定享受有关帮扶政策。
第六十八条	发生甲类传染病时，为了防止该传染病通过交通工具及其乘运的人员、物资传播，省级人民政府可以决定实施交通卫生检疫。具体办法由国务院制定。
第六十九条	发生重大传染病疫情时，根据传染病疫情防控的需要，国务院及其有关部门有权在全国或者跨省级行政区域范围内，县级以上地方人民政府及其有关部门有权在本行政区域内，紧急调集人员或者调用储备物资，临时征用房屋、交通工具以及相关设施、设备、场地和其他物资，要求有关单位和个人提供技术支持。
	紧急调集人员的，应当按照规定给予合理报酬。临时征用房屋、交通工具以及相关设施、设备、场地和其他物资，要求有关单位和个人提供技术支持的，应当依法给予公平、合理的补偿；能返还的，应当及时返还。
第七十条	医疗机构、疾病预防控制机构、检验检测机构应当按照传染病检验检测技术规范和标准开展检验检测活动，加强检验检测质量控制。
第七十一条	患甲类传染病、炭疽死亡的，应当将其尸体立即进行卫生处理，就近火化；患其他传染病死亡的，必要时应当将其尸体进行卫生处理后火化或者按照规定深埋。对尸体进行火化或者

深埋应当及时告知死者家属。  
为了查找传染病病因，医疗机构在必要时可以按照国务院卫生健康主管部门、疾病预防控制部门的规定，对传染病患者尸体或者疑似传染病患者尸体进行解剖查验，并应当及时告知死者家属。对尸体进行解剖查验应当在符合生物安全条件的场所进行。

**第七十二条** 本法第六十六条规定受影响的相关区域中被传染病病原体污染或者可能被传染病病原体污染的物品，经消毒可以使用的，应当在疾病预防控制机构的指导下，进行消毒处理后，方可使用、出售和运输。

**第七十三条** 传染病暴发、流行时，有关生产、供应单位应当及时生产、供应传染病疫情防控所需的药品、医疗器械和其他应急物资。交通运输、邮政、快递经营单位应当优先运送参与传染病疫情防控的人员以及传染病疫情防控所需的药品、医疗器械和其他应急物资。县级以上人民政府有关部门应当做好组织协调工作。

**第七十四条** 单位和个人认为采取本法第五十八条、第六十三条至第六十六条规定传染病疫情防控措施侵犯其合法权益的，可以向县级以上地方人民政府或者其指定的部门提出申诉，申诉期间相关措施不停止执行。县级以上地方人民政府应当畅通申诉渠道，完善处理程序，确保有关申诉及时处理。

## 第五章 医疗救治

**第七十五条** 县级以上人民政府应当加强和完善常态与应急相结合的传染病医疗救治服务网络建设，指定具备传染病救治条件和能力的医疗机构承担传染病救治任务，根据传染病救治需要设置传染病专科医院。

**第七十六条** 国家建立健全重大传染病疫情医疗救治体系，建立由传染病专科医院、综合医院、中医医院、院前急救机构、临时性救治场所、基层医疗卫生机构、血站等构成的综合医疗救治体系，对传染病患者进行分类救治，加强重症患者医疗救治，提高重大传染病疫情医疗救治能力。

**第七十七条** 医疗机构应当对传染病患者、疑似患者提供医疗救护、现场救援和接诊治疗，按照规定填写并妥善保管病历记录以及其他有关资料。

医疗机构应当按照国务院卫生健康主管部门的规定设置发热门诊，加强发热门诊标准化建设，优化服务流程，提高服务能力。

医疗机构应当实行传染病预检、分诊制度；对传染病患者、疑似患者，应当引导至相对隔离的分诊点进行初诊。医疗机构不具备相应救治能力的，应当将传染病患者、疑似患者及其病历记录一并转至具备相应救治能力的医疗机构。转诊过程中，对传染病患者、疑似患者应当采取必要的防护措施。

**第七十八条** 医疗机构应当按照传染病诊断标准和治疗要求采取相应措施，充分发挥中西医各自优势，加强中西医结合，提高传染病诊断和救治能力。

国家支持和鼓励医疗机构结合自身特色，加强传染病诊断和救治研究。

**第七十九条** 国家鼓励传染病防治用药品、医疗器械的研制和创新，对防治传染病急需的药品、医疗器械予以优先审评审批。

因重大传染病疫情医疗救治紧急需要，医师可以按照国家统一制定的诊疗方案，在一定范围和期限内采用药品说明书中未明确的药品用法进行救治。

发生重大传染病疫情，构成特别重大突发公共卫生事件的，国务院卫生健康主管部门根据传染病预防、控制和医疗救治需要提出紧急使用药物的建议，经国务院药品监督管理部门组织论证同意后可以在一定范围和期限内紧急使用。

**第八十条** 国家建立重大传染病疫情心理援助制度。县级以上地方人民政府应当组织专业力量，定期开展培训和演练；发生重大传染病疫情时，对传染病患者、接受医学观察的人员、病亡者家属、相关工作人员等重点人群以及社会公众及时提供心理疏导和心理干预等服务。

## 第六章 保障措施

**第八十一条** 国家将传染病防治工作纳入国民经济和社会发展规划，县级以上地方人民政府将传染病防治工作纳入本行政区域的国民经济和社会发展规划。

**第八十二条** 县级以上地方人民政府按照本级政府职责，负责本行政区域传染病预防、控制工作经费。国务院卫生健康主管部门、疾病预防控制部门会同国务院有关部门，根据传染病流行趋势，确定全国传染病预防、监测、预测、预警、控制、救治、监督检查等项目。各级财政按照事

- 权划分做好经费保障。
- 省级人民政府根据本行政区域传染病流行趋势，在国务院卫生健康主管部门、疾病预防控制部门确定的项目基础上，确定传染病预防、监测、检测、风险评估、预测、预警、控制、救治、监督检查等项目，并保障项目的实施经费。
- 第八十三条** 县级以上人民政府应当按照规定落实疾病预防控制机构基本建设、设备购置、学科建设、人才培养等相关经费；对其他医疗卫生机构承担疾病预防控制任务所需经费按照规定予以保障。
- 第八十四条** 国家加强基层传染病防治体系建设，扶持欠发达地区、民族地区和边境地区的传染病防治工作。
- 地方各级人民政府应当保障基层传染病预防、控制工作的必要经费。
- 第八十五条** 国家加强医疗机构疾病预防控制能力建设，持续提升传染病专科医院、综合医院的传染病监测、检验检测、诊断和救治、科学研究等能力和水平。
- 国家创新医防协同、医防融合机制，推进医疗机构与疾病预防控制机构深度协作。
- 第八十六条** 国家加强传染病防治人才队伍建设，推动传染病防治相关学科建设。
- 开设医学专业的院校应当加强预防医学教育和科学研究，对在校医学专业学生以及其他与传染病防治相关的人员进行预防医学教育和培训，为传染病防治工作提供专业技术支持。疾病预防控制机构、医疗机构等应当定期对其工作人员进行传染病防治知识、技能的培训。
- 第八十七条** 县级以上人民政府应当加强疾病预防控制信息化建设，将其纳入全民健康信息化建设。
- 县级以上人民政府应当建立传染病预防控制信息共享机制，利用全民健康信息平台、政务数据共享平台、应急管理信息系统等，共享并综合应用相关数据。
- 国家加强传染病防治相关网络安全和数据安全管理工作，提高技术防范水平。
- 第八十八条** 对符合国家规定的传染病医疗费用，基本医疗保险按照规定予以支付。
- 对患者、疑似患者治疗甲类传染病以及依照本法规定采取甲类传染病预防、控制措施的传染病的医疗费用，基本医疗保险、大病保险、医疗救助等按照规定支付后，其个人负担部分，政府按照规定予以补助。
- 国家对患有特定传染病的困难人群实行医疗救助，减免医疗费用。
- 国家鼓励商业保险机构开发传染病防治相关保险产品。
- 第八十九条** 国家建立健全公共卫生应急物资保障体系，提高传染病疫情防控应急物资保障水平，县级以上人民政府发展改革部门统筹防控应急物资保障工作。
- 国家加强医药储备，将传染病防治相关药品、医疗器械、卫生防护用品等物资纳入公共卫生应急物资保障体系，实行中央和地方两级储备。
- 国务院工业和信息化部门会同国务院有关部门，根据传染病预防、控制和公共卫生应急准备的需要，加强医药实物储备、产能储备、技术储备，指导地方开展医药储备工作，完善储备调整、调用和轮换机制。
- 第九十条** 国家建立少见罕见传染病和境内已消除的传染病防治能力储备机制，支持相关疾病预防控制机构、医疗机构、科研机构持续开展相关培训、基础性和应用性研究、现场防治等工作，支持相关专家参与国际防控工作，持续保持对上述传染病进行识别、检验检测、诊断和救治的能力。
- 第九十一条** 对从事传染病预防、医疗、科研、教学和现场处理疫情的人员，以及在生产、工作中接触传染病病原体的其他人员，按照国家规定采取有效的卫生防护措施和医疗保健措施，并给予适当的津贴。

## 第七章 监督管理

- 第九十二条** 县级以上人民政府应当定期研究部署重大传染病疫情防控等疾病预防控制工作，定期向社会发布传染病防治工作报告，向本级人民代表大会常务委员会报告传染病防治工作，依法接受监督。
- 县级以上人民政府对下级人民政府履行传染病防治职责进行监督。地方人民政府未履行传染病防治职责的，上级人民政府可以对其主要负责人进行约谈。被约谈的地方人民政府应当立即采取措施进行整改，约谈和整改情况应当纳入地方人民政府工作评议、考核记录。履行传染病防治职责不力、失职失责，造成严重后果或者恶劣影响的，依法进行问责。
- 第九十三条** 县级以上人民政府疾病预防控制部门对传染病防治工作履行下列监督检查职责：
- (一) 对下级人民政府疾病预防控制部门履行本法规定的职责进行监督检查；

- (二) 对疾病预防控制机构、医疗机构、采供血机构的传染病预防、控制工作进行监督检查；  
(三) 对用于传染病防治的消毒产品及其生产企业、饮用水供水单位以及涉及饮用水卫生安全的产品进行监督检查；  
(四) 对公共场所、学校、托育机构的卫生条件和传染病预防、控制措施进行监督检查。
- 第九十四条** 县级以上人民政府卫生健康、疾病预防控制等部门依据职责对病原微生物菌（毒）种和传染病检测样本的采集、保藏、提供、携带、运输、使用进行监督检查。  
县级以上人民政府卫生健康主管部门、疾病预防控制部门在履行监督检查职责时，有权进入传染病疫情发生现场及相关单位，开展查阅或者复制有关资料、采集样本、制作现场笔录等调查取证工作。被检查单位应当予以配合，不得拒绝、阻挠。
- 第九十五条** 县级以上地方人民政府疾病预防控制部门在履行监督检查职责时，发现可能被传染病病原体污染的公共饮用水源、食品以及相关物品，如不及时采取控制措施可能导致传染病传播、暴发、流行的，应当采取封闭公共饮用水源、封存食品以及相关物品或者暂停销售的临时控制措施，并予以检验或者进行消毒处理。经检验，对被污染的食品，应当予以销毁；对未被污染的食品或者经消毒处理后可以使用的物品，应当及时解除控制措施。  
根据县级以上地方人民政府采取的传染病预防、控制措施，市场监督管理部门可以采取封存或者暂停销售可能导致传染病传播、暴发、流行的食品以及相关物品等措施。
- 第九十六条** 县级以上人民政府卫生健康主管部门、疾病预防控制部门工作人员依法执行职务时，应当不少于两人，并出示执法证件，填写执法文书。  
执法文书经核对无误后，应当由执法人员和当事人签名。当事人拒绝签名的，执法人员应当注明情况。
- 第九十七条** 县级以上人民政府卫生健康主管部门、疾病预防控制部门应当依法建立健全内部监督制度，对其工作人员依据法定职权和程序履行职责的情况进行监督。  
上级人民政府卫生健康主管部门、疾病预防控制部门发现下级人民政府卫生健康主管部门、疾病预防控制部门不及时处理职责范围内的事项或者不履行职责的，应当责令纠正或者直接予以处理。
- 第九十八条** 县级以上人民政府卫生健康主管部门、疾病预防控制部门和其他有关部门应当依法履行职责，自觉接受社会监督。  
任何单位和个人对违反本法规定的行为，有权向县级以上人民政府及其卫生健康主管部门、疾病预防控制部门和有关机关举报。接到举报的机关应当及时调查、处理。对查证属实的举报，按照规定给予举报人奖励。县级以上人民政府及其卫生健康主管部门、疾病预防控制部门和有关机关应当对举报人的信息予以保密，保护举报人的合法权益。
- 第九十九条** 卫生健康、疾病预防控制等部门发现涉嫌传染病防治相关犯罪的，应当按照有关规定及时将案件移送公安机关。对移送的案件，公安机关应当及时审查处理。  
对依法不需要追究刑事责任或者免予刑事处罚，但依法应当追究行政责任的，公安机关、人民检察院、人民法院应当及时将案件移送卫生健康、疾病预防控制等部门，有关部门应当依法处理。  
公安机关、人民检察院、人民法院商请卫生健康、疾病预防控制等部门提供检验检测结论、认定意见以及对涉案物品进行无害化处置等协助的，有关部门应当及时予以协助。

## 第八章 法律责任

- 第一百条** 违反本法规定，地方各级人民政府未依法履行报告职责，隐瞒、谎报、缓报、漏报传染病疫情，干预传染病疫情报告，或者在传染病暴发、流行时未依法组织救治、采取控制措施的，由上级人民政府责令改正，通报批评；情节严重的，对负有责任的领导人员和直接责任人员依法给予处分。
- 第一百零一条** 违反本法规定，县级以上人民政府卫生健康主管部门、疾病预防控制部门有下列情形之一的，由本级人民政府或者上级人民政府卫生健康主管部门、疾病预防控制部门责令改正，通报批评；情节严重的，对负有责任的领导人员和直接责任人员依法给予处分：  
(一) 未依法履行传染病疫情通报、报告或者公布职责，隐瞒、谎报、缓报、漏报传染病疫情，或者干预传染病疫情报告；  
(二) 发生或者可能发生传染病传播时未依法采取预防、控制措施；  
(三) 未依法履行监督检查职责，或者发现违法行为不及时查处；

(四)	未及时调查、处理对下级人民政府卫生健康主管部门、疾病预防控制部门不履行传染病防治职责的举报；
(五)	违反本法规定的其他失职、渎职行为。
<b>第一百零二条</b>	违反本法规定，县级以上人民政府有关部门未依法履行传染病防治、疫情通报和保障职责的，由本级人民政府或者上级人民政府有关部门责令改正，通报批评；情节严重的，对负有责任的领导人员和直接责任人员依法给予处分。
<b>第一百零三条</b>	违反本法规定，疾病预防控制机构有下列情形之一的，由县级以上人民政府疾病预防控制部门责令改正，给予警告或者通报批评，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分，并可以由原发证部门依法吊销有关责任人员的执业证书：
(一)	未依法履行传染病监测、疫情风险评估职责；
(二)	未依法履行传染病疫情报告职责，隐瞒、谎报、缓报、漏报传染病疫情，或者干预传染病疫情报告；
(三)	未主动收集传染病疫情信息，或者对传染病疫情信息和疫情报告未及时进行分析、调查、核实；
(四)	发现传染病疫情或者接到传染病疫情报告时，未依据职责及时采取本法规定的措施；
(五)	未遵守国家有关规定，导致因使用血液制品引起经血液传播疾病的发生。
<b>第一百零四条</b>	违反本法规定，医疗机构有下列情形之一的，由县级以上人民政府疾病预防控制部门责令改正，给予警告或者通报批评，可以并处十万元以下罚款；情节严重的，可以由原发证部门或者原备案部门依法吊销医疗机构执业许可证或者责令停止执业活动，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分，并可以由原发证部门责令有关责任人员暂停六个月以上一年以下执业活动直至依法吊销执业证书：
(一)	未按照规定承担本机构的传染病预防、控制工作，医疗机构感染控制任务或者责任区域内的传染病预防工作；
(二)	未按照规定报告传染病疫情，隐瞒、谎报、缓报、漏报传染病疫情，或者干预传染病疫情报告；
(三)	未按照规定对本机构内被传染病病原体污染的场所、物品以及医疗废物、医疗污水实施消毒或者无害化处置。
	违反本法规定，医疗机构有下列情形之一的，由县级以上人民政府卫生健康主管部门依照前款规定给予行政处罚，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分：
(一)	发现传染病疫情时，未按照规定对传染病患者、疑似患者提供医疗救护、现场救援、接诊治疗、转诊，或者拒绝接受转诊；
(二)	未遵守国家有关规定，导致因输入血液、使用血液制品引起经血液传播疾病的发生。
<b>第一百零五条</b>	医疗机构未按照规定对使用的医疗器械进行消毒或者灭菌，或者对按照规定一次性使用的医疗器械使用后未予以销毁、再次使用的，依照有关医疗器械管理的法律、行政法规规定追究法律责任。
	违反本法规定，采供血机构未按照规定报告传染病疫情，隐瞒、谎报、缓报、漏报传染病疫情，或者干预传染病疫情报告的，由县级以上人民政府疾病预防控制部门责令改正，给予警告或者通报批评，可以并处十万元以下罚款；情节严重的，可以由原发证部门依法吊销采供血机构的执业许可证，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分，并可以由原发证部门责令有关责任人员暂停六个月以上一年以下执业活动直至依法吊销执业证书。
	采供血机构未执行国家有关规定，导致因输入血液引起经血液传播疾病发生的，由县级以上人民政府卫生健康主管部门依照前款规定给予行政处罚，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。
	非法采集血液或者组织他人出卖血液的，由县级以上人民政府卫生健康主管部门责令停止违法行为，没收违法所得，并处五万元以上五十万元以下罚款。
<b>第一百零六条</b>	违反本法规定，交通运输、邮政、快递经营单位未优先运送参与传染病疫情防控的人员以及传染病疫情防控所需的药品、医疗器械和其他应急物资的，由交通运输、铁路、民用航空、邮政管理部门依据职责责令改正，给予警告；造成严重后果的，并处一万元以上十万元

	以下罚款，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。
第一百零七条	违反本法规定，有下列情形之一的，由县级以上人民政府疾病预防控制部门责令改正，给予警告，没收违法所得，可以并处二十万元以下罚款；情节严重的，可以由原发证部门依法吊销相关许可证，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员可以禁止其五年内从事相应生产经营活动： (一) 饮用水供水单位未取得卫生许可擅自供水，或者供应的饮用水不符合国家卫生标准和卫生规范造成或者可能造成传染病传播、暴发、流行； (二) 生产、销售未取得卫生许可的涉及饮用水卫生安全的产品，或者生产、销售的涉及饮用水卫生安全的产品不符合国家卫生标准和卫生规范； (三) 未取得卫生许可生产用于传染病防治的消毒产品，或者生产、销售的用于传染病防治的消毒产品不符合国家卫生标准和卫生规范； (四) 生产、销售未取得卫生许可的利用新材料、新工艺技术和新杀菌原理生产的消毒剂和消毒器械； (五) 出售、运输本法第六十六条规定的影响的相关区域中被传染病病原体污染或者可能被传染病病原体污染的物品，未进行消毒处理。
第一百零八条	违反本法规定，有下列情形之一的，由县级以上人民政府卫生健康、疾病预防控制等部门依据职责责令改正，给予警告或者通报批评，没收违法所得，可以并处十万元以下罚款；情节严重的，可以由原发证部门依法吊销相关许可证，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分，并可以由原发证部门责令有关责任人员暂停六个月以上一年以下执业活动直至依法吊销执业证书： (一) 疾病预防控制机构、医疗机构的实验室和从事病原微生物实验的单位，不符合国家规定的条件和技术标准，对传染病病原体和样本未按照规定的措施实行严格管理； (二) 违反国家有关规定，采集、保藏、提供、携带、运输、使用病原微生物菌（毒）种和传染病检测样本； (三) 医疗机构、疾病预防控制机构、检验检测机构未按照传染病检验检测技术规范和标准开展检验检测活动，或者出具虚假检验检测报告； (四) 生产、销售应当备案而未备案的消毒剂、消毒器械以及抗（抑）菌剂； (五) 公共场所、学校、托育机构的卫生条件和传染病预防、控制措施不符合国家卫生标准和卫生规范。
第一百零九条	违反本法规定，在国家确认的自然疫源地兴建水利、交通、旅游、能源等大型建设项目的，未经卫生调查进行施工，或者未按照疾病预防控制机构的意见采取必要的传染病预防、控制措施的，由县级以上人民政府疾病预防控制部门责令限期改正，给予警告，并处十万元以上五十万元以下罚款；逾期不改正的，处五十万元以上一百万元以下罚款，提请有关人民政府依据职责权限责令停建、拆除，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。
第一百十条	违反本法规定，县级以上人民政府卫生健康主管部门、疾病预防控制部门或者其他有关部门未依法履行个人信息保护义务的，由本级人民政府或者上级人民政府有关部门责令改正，通报批评；情节严重的，对负有责任的领导人员和直接责任人员依法给予处分。 医疗机构、疾病预防控制机构泄露传染病患者、病原携带者、疑似患者或者上述人员的密切接触者的个人隐私或者个人信息的，由县级以上人民政府卫生健康主管部门、疾病预防控制部门依据职责责令改正，给予警告或者通报批评，可以并处五万元以下罚款，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分，对有关责任人员依照有关医师、护士管理等法律、行政法规规定追究法律责任。 传染病防治中其他未依法履行个人信息保护义务的，依照有关个人信息保护的法律、行政法规规定追究法律责任。
第一百十一条	违反本法规定，有下列情形之一的，由县级以上人民政府疾病预防控制部门责令改正，给予警告，对违法的单位可以并处二万元以下罚款，对违法的个人可以并处一千元以下罚款；情节严重的，由原发证部门依法吊销相关许可证或者营业执照： (一) 拒不执行人民政府及其有关部门依法采取的传染病疫情防控措施； (二) 拒不接受和配合疾病预防控制机构依法采取的传染病疫情防控措施； (三) 拒不接受和配合疾病预防控制机构开展的流行病学调查，或者在流行病学调查中故意隐瞒传染病病情、传染病接触史或者传染病暴发、流行地区旅行史；

- (四) 甲类传染病患者、病原携带者、疑似患者或者上述人员的密切接触者拒绝接受和配合依法采取的隔离治疗、医学观察措施，或者隔离治疗、医学观察的期限未满擅自脱离；
- (五) 故意传播传染病；
- (六) 故意编造、散布虚假传染病疫情信息；
- (七) 其他妨害依法采取的传染病疫情防控措施的行为。
- 第一百一十二条** 安排传染病患者、病原携带者、疑似患者从事法律、行政法规和国务院疾病预防控制部门规定禁止从事的易使该传染病扩散的工作的，由县级以上人民政府疾病预防控制部门责令改正，给予警告，可以并处二万元以下罚款；法律、行政法规另有规定的，依照其规定。违反本法规定，造成人身、财产损害的，依法承担民事责任；构成违反治安管理行为的，依法给予治安管理处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

## 第九章 附则

- 第一百一十三条** 本法中下列用语的含义：
- (一) 重大传染病疫情，是指造成或者可能造成公众生命安全和身体健康严重损害的传染病疫情。
- (二) 传染病患者、疑似患者，是指根据国务院卫生健康主管部门、疾病预防控制部门发布的传染病诊断标准，符合传染病患者、疑似患者诊断标准的人。
- (三) 病原携带者，是指感染传染病病原体无临床症状但能排出病原体的人。
- (四) 流行病学调查，是指对人群中疾病或者健康状况的分布及其决定因素进行调查研究，提出疾病预防、控制措施及保健对策。
- (五) 人畜共患传染病，是指人与脊椎动物共同罹患的传染病，如鼠疫、狂犬病、血吸虫病、包虫病等。
- (六) 自然疫源地，是指某些可引起人类传染病的病原体在自然界的野生动物中长期存在和循环的地区。
- (七) 病媒生物，是指能够将传染病病原体从人或者其他动物传播给人的生物，如鼠、蚊、蝇、蚤类等。
- (八) 医疗机构感染，是指在医疗机构内获得的感染，包括在医疗机构内发生的感染和在医疗机构内获得、离开医疗机构后发生的感染，但不包括进入医疗机构前已开始或者已处于潜伏期的感染。医疗机构工作人员在医疗机构内获得的感染也属医疗机构感染。
- (九) 实验室感染，是指从事实验室工作时，因接触传染病病原体所致的感染。
- (十) 消毒，是指用化学、物理、生物的方法杀灭或者消除环境中的病原微生物。
- (十一) 疾病预防控制机构，是指从事疾病预防控制活动的疾病预防控制中心以及铁路疾病预防控制机构等与上述机构业务活动相同的单位。
- (十二) 医疗机构，是指依法取得医疗机构执业许可证或者进行备案，从事疾病诊断、治疗活动的机构。
- (十三) 暴发，是指在局部地区或者集体单位短时间内突然出现很多症状相同的患者。这些患者多有相同的传染源或者传播途径，大多数患者常同时出现在该病的最短和最长潜伏期之间。
- (十四) 流行，是指在某地区某病的发病率显著超过该病历年发病率水平。
- 第一百一十四条** 传染病防治中有关突发公共卫生事件的应对，本法未作规定的，适用有关突发公共卫生事件应对的法律、行政法规规定。
- 第一百一十五条** 本法自 2025 年 9 月 1 日起施行。